

特別支援教育に関する 検討事項補足資料

- ◆ 特別支援教育とは、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

視覚障害・弱視

視機能（視力、視野、色覚など）が永続的に低下することより、学習や生活に困難がある状態

聴覚障害・難聴

身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態

知的障害

同年齢の子供と比べ、認知や言語などにかかわる知的機能の発達に遅れがあり、他人との意思の交換等についての適応能力も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態

肢体不自由

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態

病弱・身体虚弱

心身が病気のため弱っている状態や、病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態

言語障害

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況。また、そのため本人が引け目を感じるなど、社会生活上不都合な状態

情緒障害

周囲の環境から受けるストレスにより、場面によって話ができないなど、自分の意思ではコントロールできない心身の状態が継続し、学習や生活に困難がある状態

自閉症

①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわるという特徴があり、これらにより、学習上及び生活上、様々な困難に直面している状態

学習障害（LD）

全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難に直面している状態

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、多動性又は衝動性により、生活上、様々な困難に直面している状態

インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の考え方について

障害者の権利に関する条約(第24条)

- 「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、
- 障害のある者が「general education system」(教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域社会において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている

障害者基本法(第16条)

- 国及び地方公共団体は、障害者が年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ、必要な施策を講じること
 - 国及び地方公共団体は、障害のある児童生徒とその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと
- 等が規定されている

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(平成24年 初等中等教育分科会報告)

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要。その構築のため、特別支援教育を着実に進めていくことが必要。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべき。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(令和3年)

- 特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるもの。
- 障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

障害のある児童生徒の就学先決定の仕組み・手続きの流れ

時期

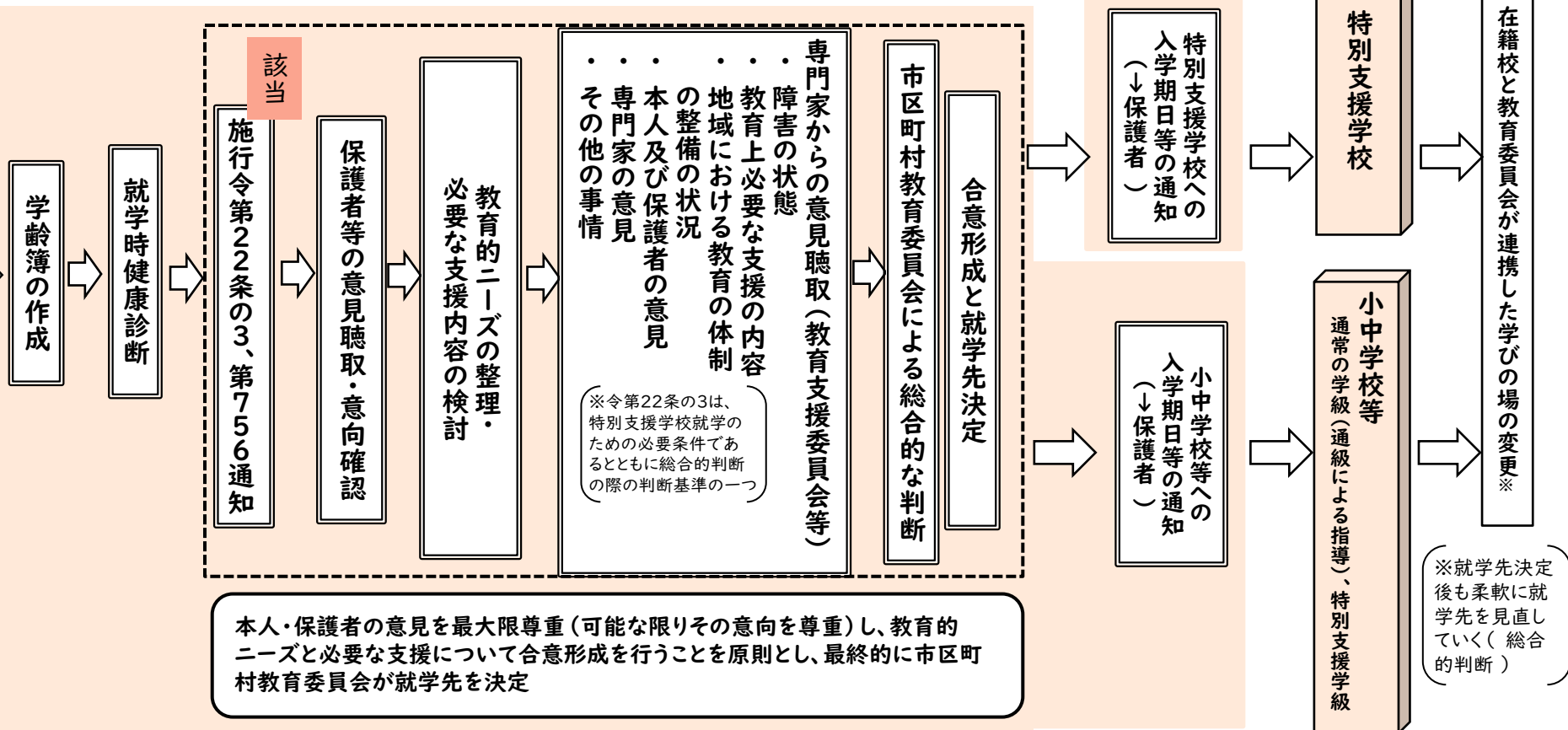
10/31 まで 11/30 まで

1/31 まで

4/1

市区町村教委

都道府県教委



情報の引継ぎ／個別の教育支援計画の作成・活用

※特別支援学校に就学相当の障害の程度と判断された者のうち、**小学校に就学先が決定**となった者の割合は**34.2%**（令和4年5月1日）

義務教育段階において特別支援教育を受けている児童生徒の状況(H16 →R6)

- 義務教育段階で特別支援教育を受ける児童生徒は増加しており、この20年間で約3.8倍。全児童生徒に占める割合は7.3%となっている。

義務教育段階の全児童生徒数

特別支援教育を受ける児童生徒数

(平成16年度) (平成26年度) (令和6年度)

1,092万人 ⇨ 1,019万人 ⇨ 927万人

17.9万人 ⇨ 34.0万人 ⇨ 68.0万人
1.6% ⇨ 3.3% ⇨ 7.3%

20年間で
約3.8倍

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

5.3万人 ⇨ 6.9万人 ⇨ 8.7万人
0.5% ⇨ 0.7% ⇨ 0.9%

20年間で
約1.6倍

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

9.1万人 ⇨ 18.7万人 ⇨ 39.5万人
0.8% ⇨ 1.8% ⇨ 4.3%

20年間で
約4.3倍

通常の学級（通級による指導）

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

3.6万人 ⇨ 8.4万人 ⇨ 20.1万人
0.3% ⇨ 0.8% ⇨ 2.1%
(注)

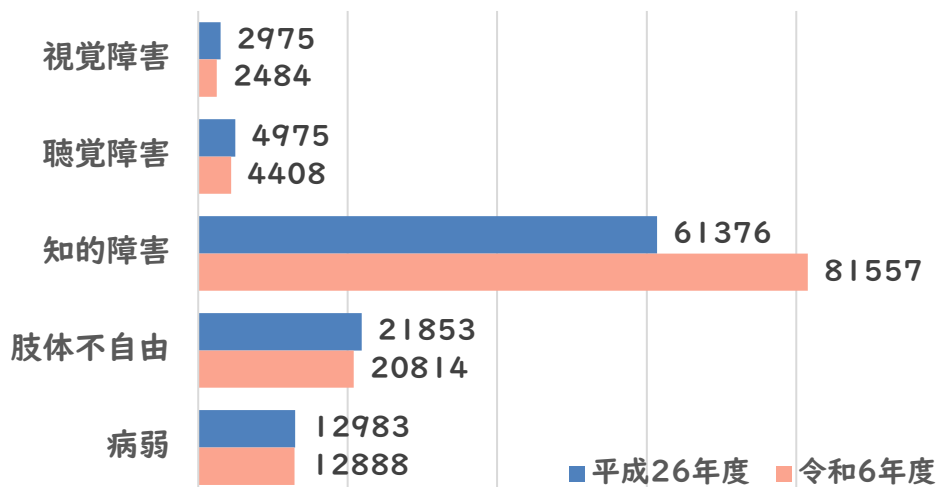
20年間で
約5.6倍

(注) 令和6年度における通級による指導を受ける児童生徒数（20.1万人）は、最新の調査結果である令和5年度通年（国公私立）の値を用いている。
なお、平成15年度及び26年度の通級による指導を受けている児童生徒数は、5月1日時点（公立のみ）の値。

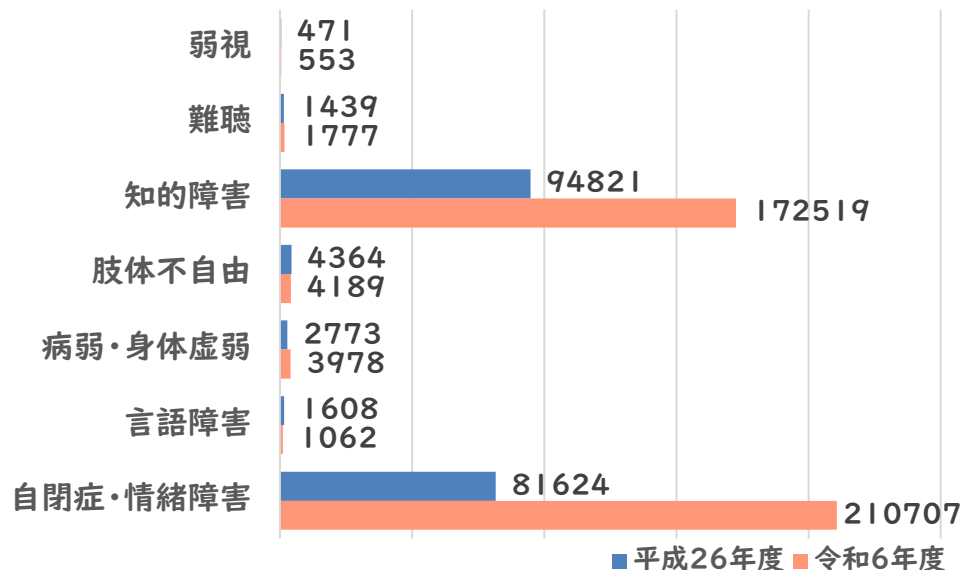
義務教育段階で特別支援教育を受ける児童生徒の推移（学びの場・障害種別）

- 特別支援学校では知的障害の児童生徒、特別支援学級では知的障害や自閉症・情緒障害の児童生徒、通級による指導では言語障害、情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害の児童生徒が大きく増加している。

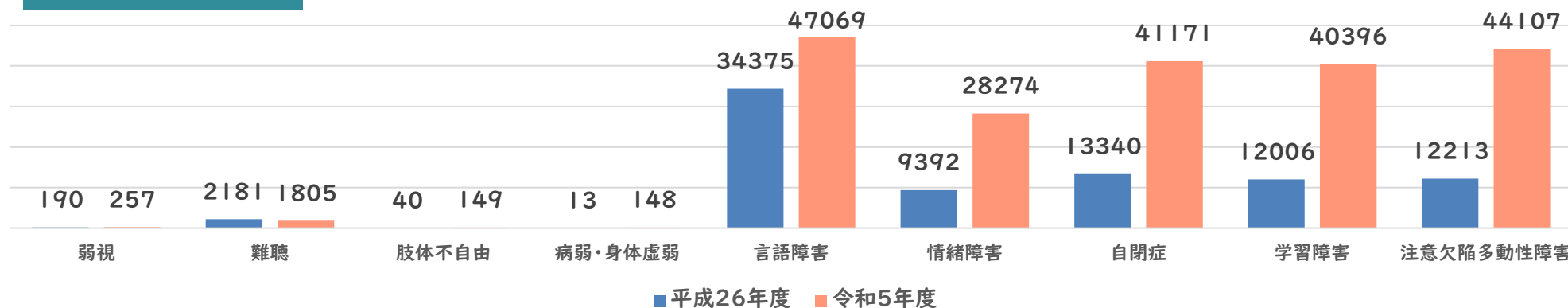
特別支援学校



特別支援学級

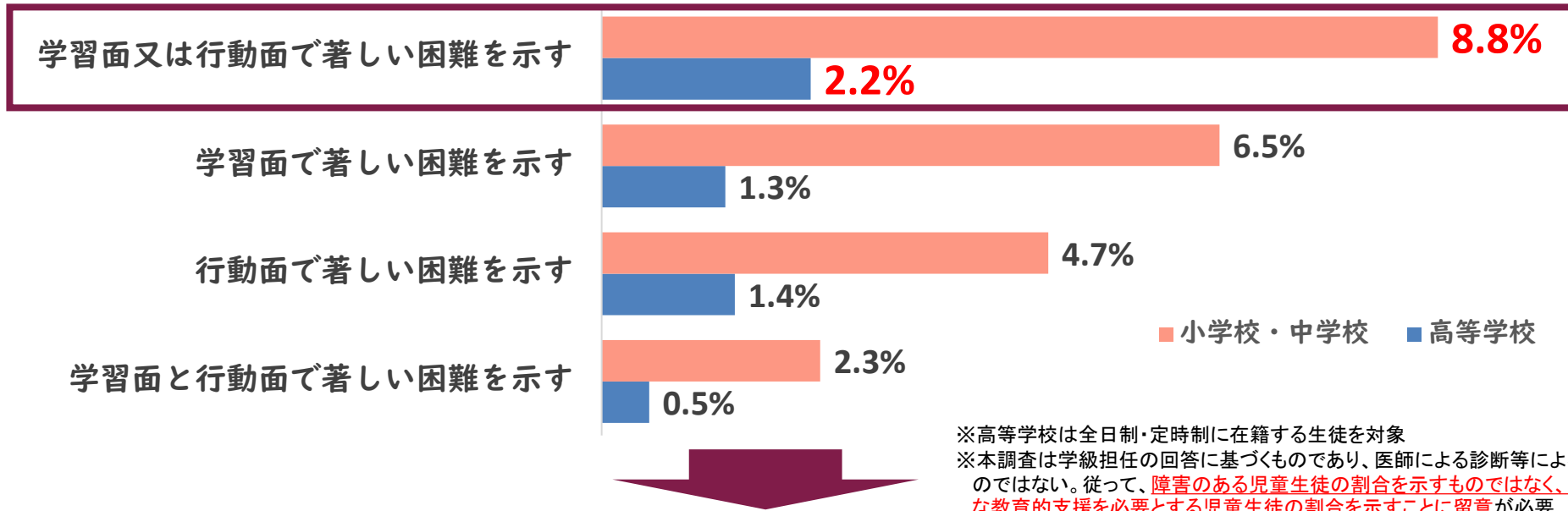


通級による指導



通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況（令和4年度）

学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、小・中学校で8.8%、高等学校で2.2%（推定値）



「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の支援の状況（推定値）

1. 現在、通級による指導を受けている児童生徒の割合



2. 校内委員会において、特別な教育的支援を必要と判断されている児童生徒の割合



「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の支援の状況

3. 「個別の教育支援計画」が作成されている児童生徒の割合



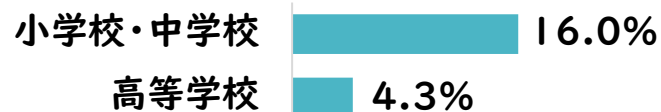
4. 「個別の指導計画」が作成されている児童生徒の割合



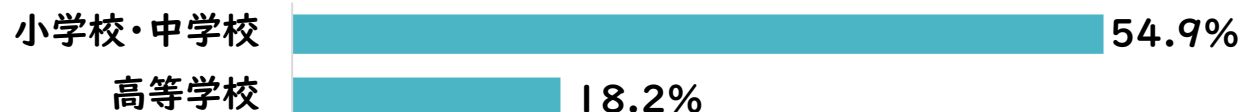
5. 授業時間以外の個別の配慮・支援（補習授業の実施、宿題の工夫等）を受けている児童生徒の割合



6. 授業時間内に教室以外で個別の配慮・支援（通級による指導を除く個別指導等）を受けている児童生徒の割合



7. 授業時間内に教室内で個別の配慮・支援（座席位置の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫等）を受けている児童生徒の割合



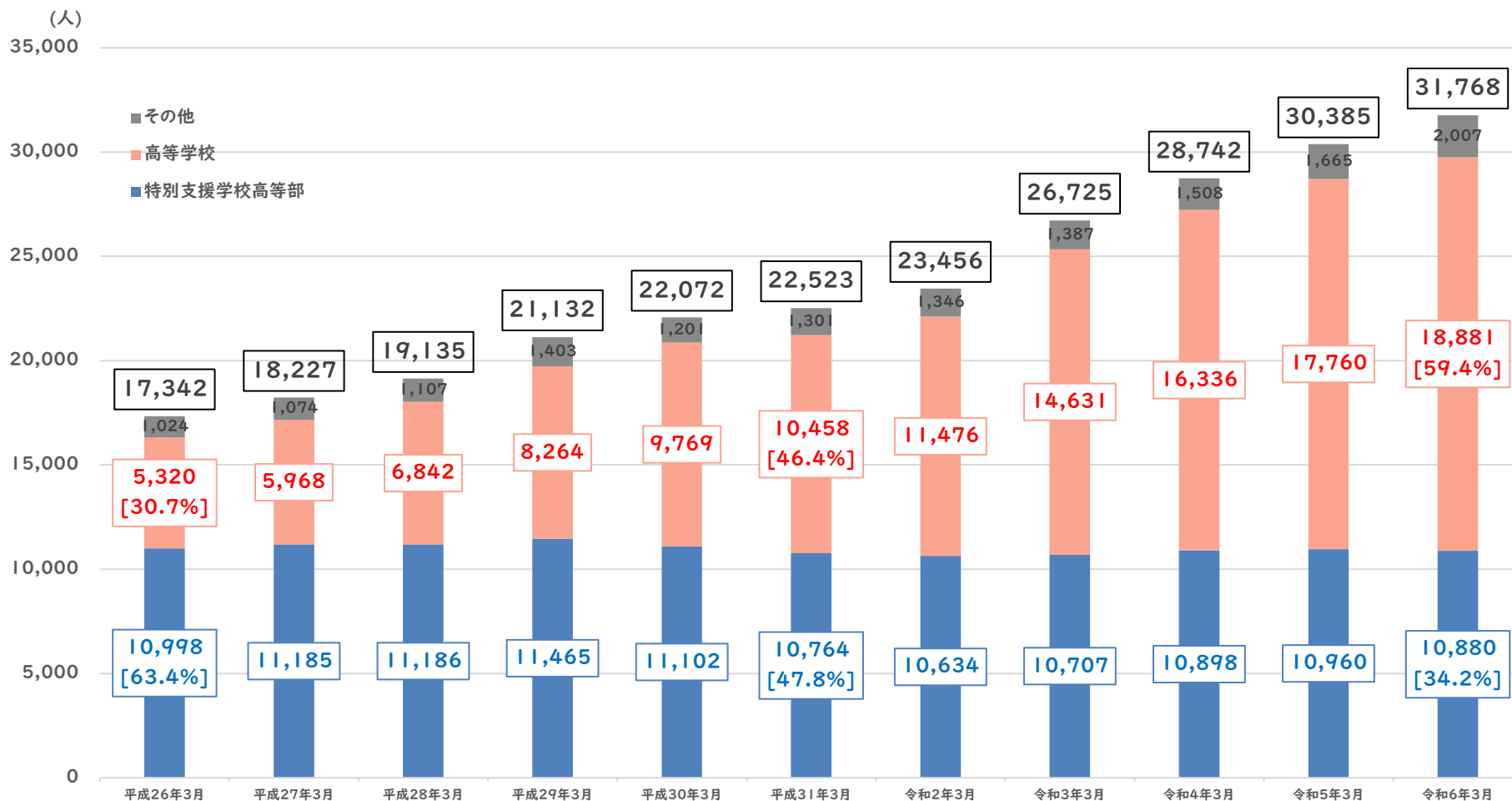
8. 専門家（特別支援学校、巡回指導員、福祉・保健等の関係機関、医師、スクールカウンセラー（SC）、作業療法士（OT）など）に学校として定期的に意見を聞いている児童生徒の割合



中学校で特別支援学級に在籍した生徒の卒業時の状況

- 中学校で特別支援学級に在籍した卒業生のうち、特別支援学校高等部でない高等学校に進学する人数は直近10年間で約3.5倍に増加。卒業生全体に占める割合も高まっており、足元では約6割に達している。

中学校の特別支援学級卒業生で高等学校に進学した人数及び割合の推移

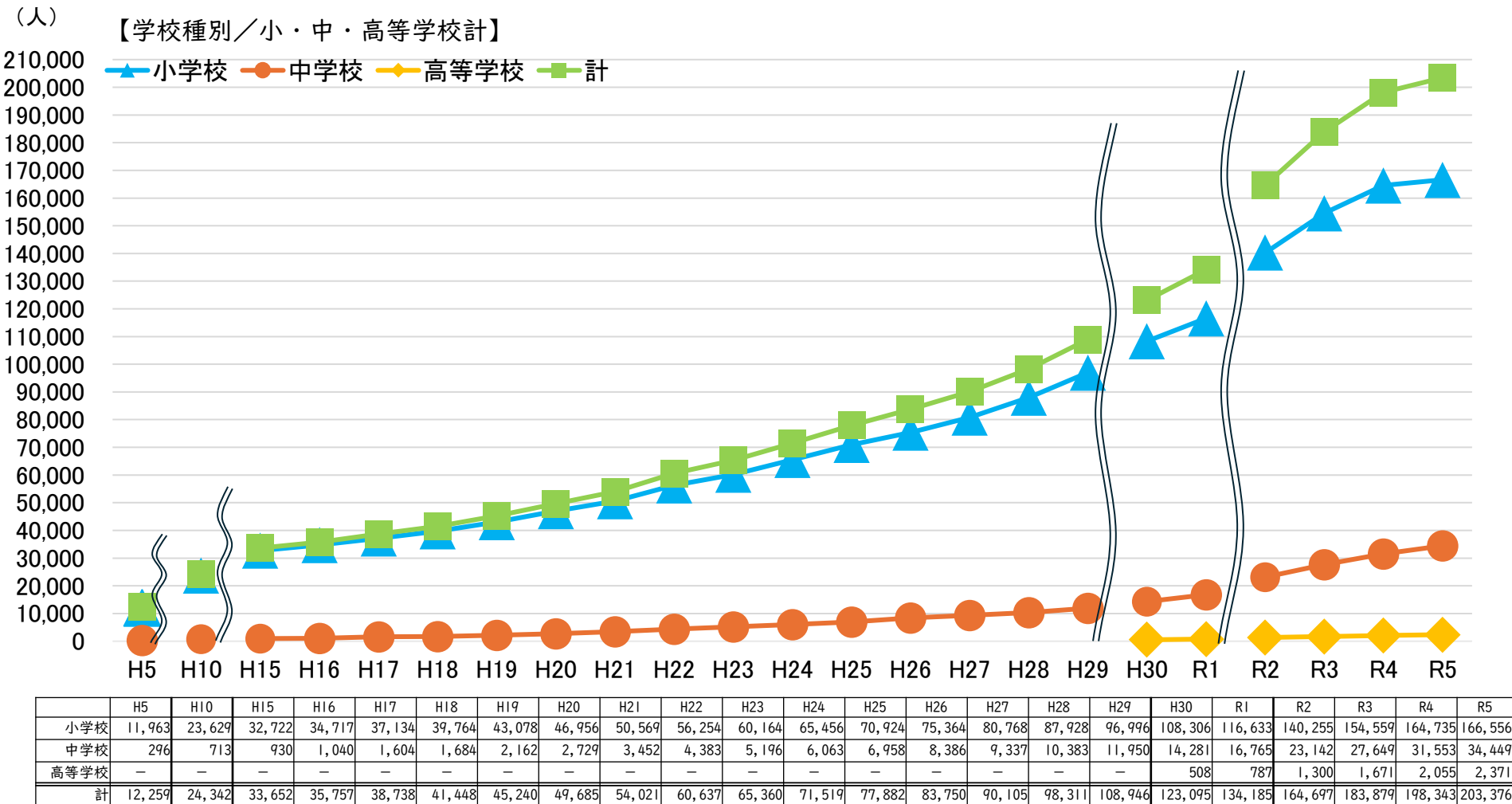


(注) 高等学校には中等教育学校後期課程及び高等専門学校を含む。

(出典) 令和6年度学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移【学校種別・国公立立計】

○通級による指導を受けている児童生徒数は全国で203,376人（前年度比＋5,033人）
（小学校・中学校・高等学校に在籍する児童生徒数に占める割合は1.7%（前年度：1.6%））



※令和2年度から令和5年度までの数字は3月31日時点。令和元年度以前は各年度5月1日時点。
平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。
高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。
小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。
令和4年度については、令和6年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

学校における障害者差別解消法を踏まえた対応について

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が平成25年に制定。

障害者差別解消法で求められていること

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）に対して、**不当な差別的取扱いの禁止**、実施に伴う負担が過重でない範囲の**合理的配慮の提供**が課されており、教育現場において対応が求められている。

不当な差別的取扱いの禁止とは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止。
（第7条第1項、第8条第1項）

合理的配慮の提供とは

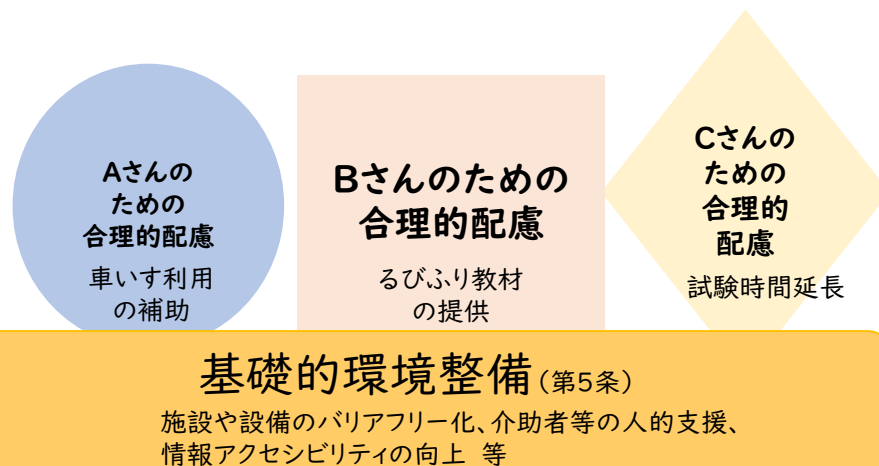
障害のある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられた際に、負担が過重でない範囲で対応すること。
（第7条第2項、第8条第2項）

※過重な負担については、個別の事案ごとに、**実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、財政・財務状況**といった要素を考慮して、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要。

- 合理的配慮は、**障害の特性や具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである**。そのため、障害のある児童生徒やその保護者と学校・設置者等の**双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応**がなされることが必要。

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」との関係

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）には、**個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（基礎的環境整備）**が努力義務として課されている。
- 合理的配慮の内容は、**基礎的環境整備の状況や技術の進展、社会情勢の変化等によって変わり得るものであり、基礎的環境整備と合理的配慮の提供を両輪として進める**ことが必要。



文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号）

障害者差別解消法第11条第1項の規定に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、**文部科学省が所管する分野における行政機関や事業者が適切に対応したり参考にしたるために必要な事項**を定めたもの。

現行の学習指導要領における障害のある児童生徒への指導の工夫や配慮と合理的配慮の提供について（イメージ）

学習指導要領

小学校学習指導要領

第1章 総則 第4 児童の発達の支援

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

第2章 国語 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

※中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同様の記述。また国語以外の各教科等においても同様の記述。

<学習指導要領解説における例示（小学校 国語編）>

「各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要。」

・文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。

障害者差別解消法（平成25年法律第65号）

- 行政機関等と事業者は、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを義務付け。
- 不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行う、環境の整備を努力義務とする。

差別の解消の推進に関する対応指針（文部科学省告示）

- ・合理的配慮の内容は、環境の整備に応じて変わり得る。
- ・環境の整備と合理的配慮を、両輪として進めることが重要。
- ・合理的配慮は、多様かつ個別性の高いものであり、双方の建設的対話による相互理解を通じて、柔軟に対応されることが必要。

<対応指針における例示>

- ・見えにくさのある児童生徒に、拡大資料やテキストデータを事前に渡す
- ・聞こえにくさのある児童生徒に、外国語のヒアリングに代えて文字による代替問題を用意する
- ・肢体不自由のある児童生徒に、体育の授業の際に、ボールの大きさや走る距離を変更したり、スポーツ用車椅子の使用を許可する
- ・読み・書き等に困難のある児童生徒に、授業や試験においてICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問で行う など

教育課程の編成・実施
における合理的配慮
について整理する必要

個別の
合理的配慮

本人・保護者
との合意形成
を踏まえた

情報提供
方法の変更

課題
の量の変
更

学習時間
の変更

試験の
受験方法
の変更

指導内容
の変更

など

基礎となる
環境整備

教職員や周囲の
児童生徒の理解

自分に合った学び方を
選択できる環境

誰もが参加しやすい
授業の工夫

デジタル学習基盤の活用

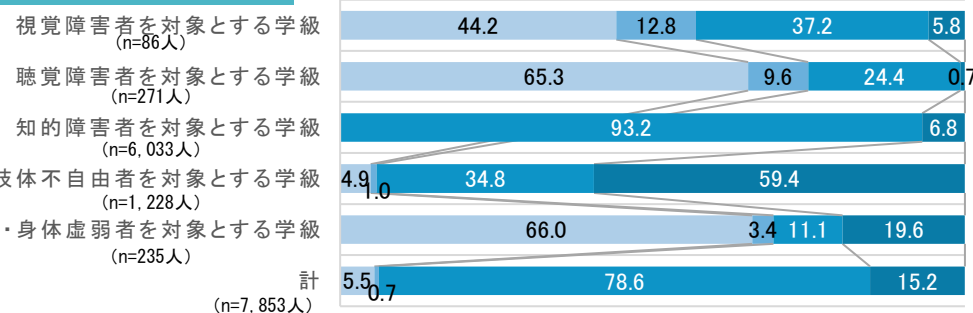
など

《特別支援学校》教育課程の編成の状況（学級の種類別・教育課程の内容別の在籍人数）

- 小学部から高等部のいずれにおいても、主として視覚障害者、聴覚障害者、病弱・身体虚弱者を対象とする学級では、「当該学年の目標及び内容を中心に編成している教育課程」の児童生徒が最も多い。
- 小学部から高等部のいずれにおいても、主として知的障害者を対象とする学級では、「知的障害の各教科の内容を中心に編成している教育課程」の児童生徒、肢体不自由者を対象とする学級では「自立活動を中心に編成している教育課程」の児童生徒が最も多い。

<小学部 第6学年>

(%)



■(a) 当該学年の目標・内容中心 ■(b) 下学年の目標・内容中心
■(c) 知的障害の教科中心 ■(d) 自立活動中心

<高等部 第3学年>

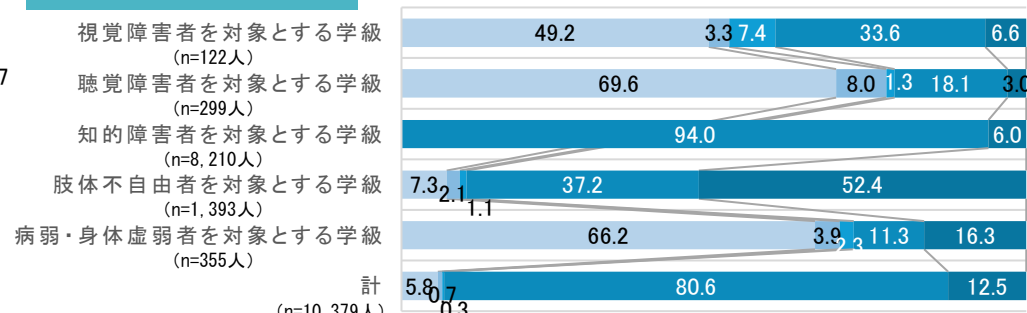
(%)



■(a) 当該学年の目標・内容中心 ■(b) 下学年の目標・内容中心
■(c) 知的障害の教科中心 ■(d) 自立活動中心

<中学部 第3学年>

(%)



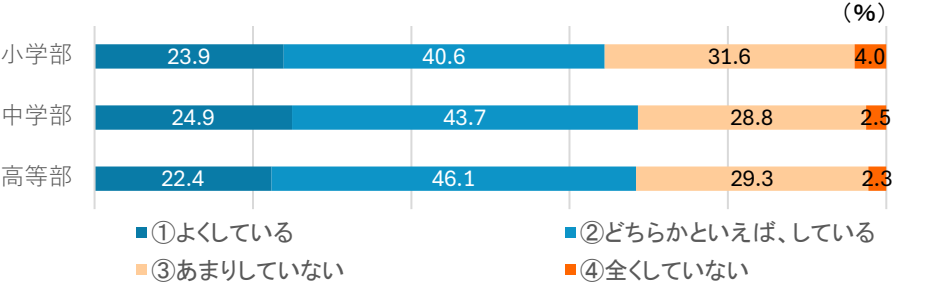
■(a) 当該学年の目標・内容中心 ■(b) 下学年の目標・内容中心
■(c) 下学年の目標・内容中心 ■(d) 知的障害の教科中心
■(e) 自立活動中心

※ 令和6年文部科学省特別支援教育課調べ
令和6年5月1日時点で在籍している小学部第6学年児童、
中学部第3学年生徒、高等部第3学年生徒について、学級の
種類別、教育課程の内容別に人数を聞いたもの。

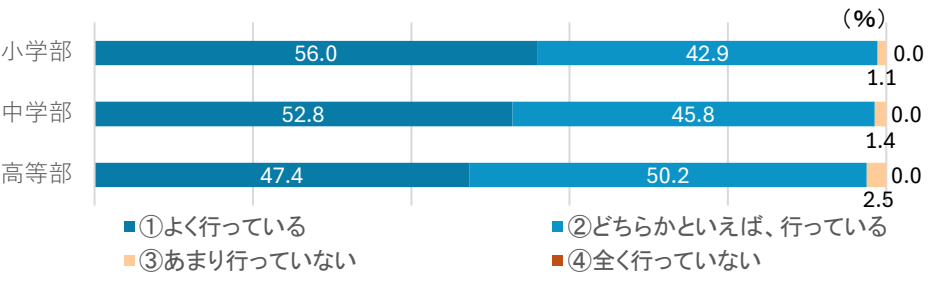
特別支援学校における授業改善に向けた取組状況①

※ 小学部は第6学年児童、中学部は第3学年生徒、高等部は本科第3学年生徒を対象として、当てはまる項目を学部ごとに一つ選択することとし、必要に応じて関係する教職員に状況を確認し、校長の責任で回答いただいたもの。(小学部 n=900校、中学部 n=902校、高等部 n=975校)

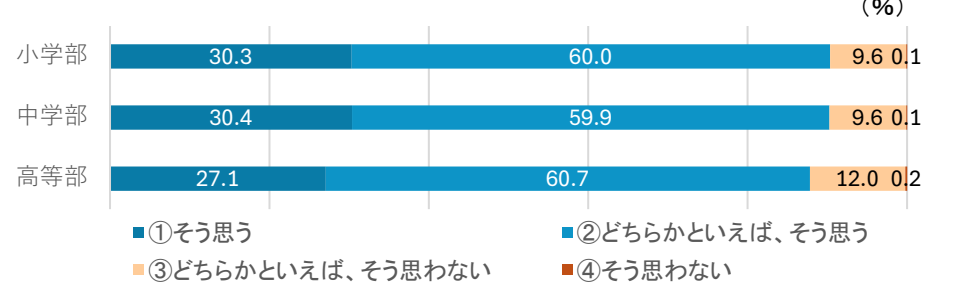
- 貴校の教員は、児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動について学ぶ校内研修を行っていますか。



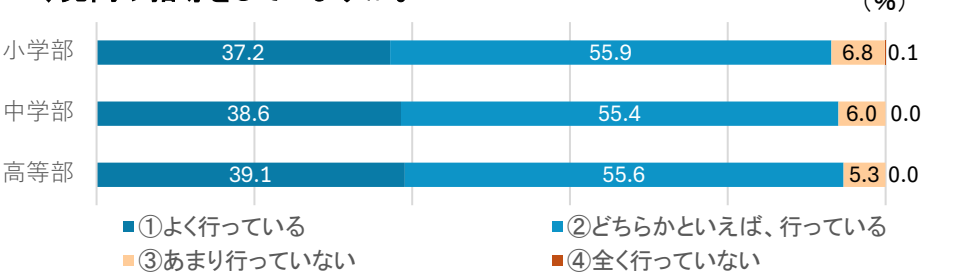
- 貴校の教員は、第6学年児童・第3学年生徒に対して、学習指導において、児童生徒一人一人に応じて、学習課題や活動を工夫していますか。



- 貴校の教員は、今までの取組をそのまま踏襲するのではなく、児童生徒の障害の状態や特性等に応じて、新たな取組を導入したり、指導方法の改善を図ったりしていると思いますか。



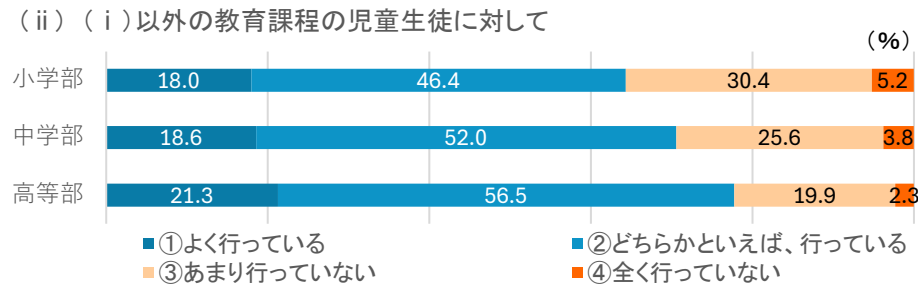
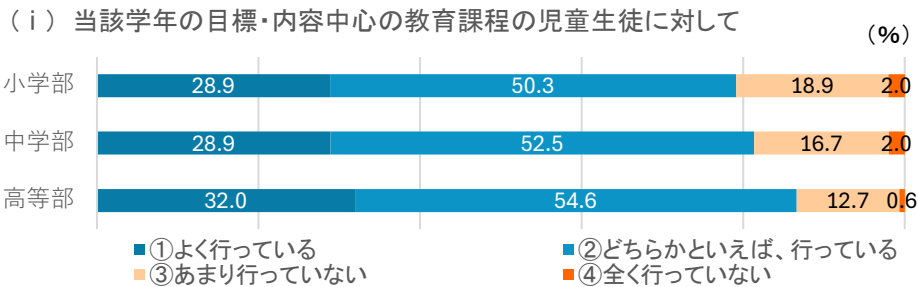
- 貴校の教員は、第6学年児童・第3学年生徒に対して、授業において、児童生徒の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりするような工夫の下、発問や指導をしていますか。



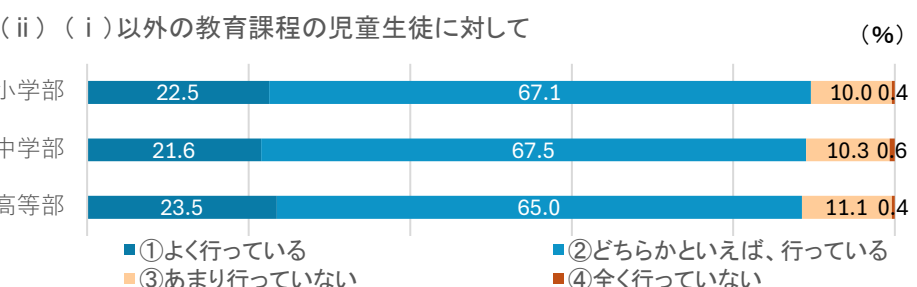
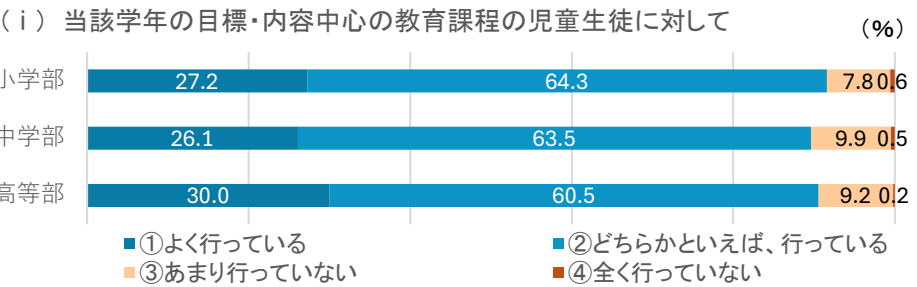
特別支援学校における授業改善に向けた取組状況②

※ 小学部は第6学年児童、中学部は第3学年生徒、高等部は本科第3学年生徒を対象として、当てはまる項目を学部ごとに一つ選択することとし、必要に応じて関係する教職員に状況を確認し、校長の責任で回答いただいたもの。(小学部 n=900校、中学部 n=902校、高等部 n=975校)

- 貴校の教員は、第6学年児童・第3学年生徒に対して、授業において、個々の障害の状態等に応じて、児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を取り入れていますか。



- 貴校の教員は、第6学年児童・第3学年生徒に対して、各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設けていますか。



※ 令和6年文部科学省特別支援教育課調べ

特別支援教育におけるデジタル学習基盤を活用した学びの姿（イメージ）

2つの視点を組み合わせて活用することにより、障害のある子供たちの学びの更なる充実を実現

視点1：個別最適な学びと協働的な学びの実現

個別最適な学び

指導の個別化

必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫等による学習内容の確実な定着を図る
ex.) 一人一人に合った教材の提供

学習の個性化

一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供により学習を深め、広げる
ex.) 子供の関心・特性に応じた多様な学び

協働的な学び

多様な他者との協働により、異なる考え方が組み合わせりよりよい学びを生み出す
ex.) 好きなタイミングでの他者参照や共同編集

【デジタル学習基盤による情報活用の飛躍的充実】

情報活用の場面

収集	判断	表現	処理
創造	発信	伝達	

× 組み合わせ

充実の具体的な姿

# すぐに	# いつでも	# どこでも
# 1人1人に応じて	# 大量に	# 誰とでも
# 何度でも		

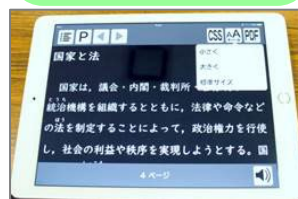
視点2：障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服に向けた活用

各教科等及び自立活動において、個々の障害の状態や特性等に応じて有効に活用し、指導の効果を高める

(活用例)

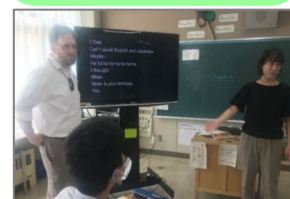
【視覚障害】

見え方に応じた表示



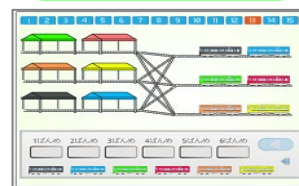
【聴覚障害】

音声を文字に変換



【知的障害】

抽象的な事柄を視覚的に理解



【肢体不自由】

身体の状態に応じた入出力機器



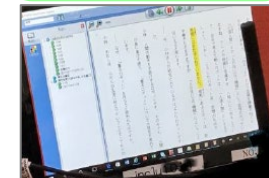
【病弱】

遠隔ロボットの活用



【発達障害】

読上げ機能や書き込み機能の活用



など

組み合わせ

令和6年11月13日 中央教育審議会
デジタル学習基盤特別委員会資料 より

デジタル学習基盤の整備

多様な形式による
情報提供

一人一人に合った
教材の提供

合理的配慮の基礎となる環境整備

通信ネットワークを
活用した学習参加

自分に合った
入力・出力方法の活用

1人1台端末の活用状況（特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援）

【令和7年度：公立小学校・中学校】

- 特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援において、ICT機器を「ほぼ毎日」「週3回以上」活用する学校は、小学校51%（該当する児童がいる小学校数を分母に取った場合は61%）、中学校48%（該当する生徒がいる中学校数を分母に取った場合は57%）となっており、「活用していない」と回答した学校も一部に見られるなど、**特別な支援を要する児童生徒に対するICT機器の活用が進んでいない学校**も見られる

児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器について、どの程度活用していますか（特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援）

小学校

51.3



61.4

※該当する児童がいる小学校数を分母に取った場合



■ほぼ毎日 ■週3回以上 ■週1回以上 ■月1回以上 ■月1回未満 ■活用していない ■該当する児童がいない

中学校

47.8



56.9

※該当する児童がいる中学校数を分母に取った場合



■ほぼ毎日 ■週3回以上 ■週1回以上 ■月1回以上 ■月1回未満 ■活用していない ■該当する児童がいない

（参考）調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用しましたか。

小学校

96.7

3.0

0.3



■ほぼ毎日（1日に複数の授業で活用） ■ほぼ毎日（1日に1回くらいの授業）
■週3回以上 ■週1回以上
■月1回以上 ■月1回未満

0.0

中学校

94.4

4.4

0.9



■ほぼ毎日（1日に複数の授業で活用） ■ほぼ毎日（1日に1回くらいの授業）
■週3回以上 ■週1回以上
■月1回以上 ■月1回未満

0.3

1人1台端末に装備されたアクセシビリティ機能の活用状況

【令和6年度：国公立 特別支援学校（小・中・高）・特別支援学級（小・中）】

- 障害の状態等に応じた支援を行うため、1人1台端末に標準的に装備されているアクセシビリティ機能を「よく活用している」「どちらかといえば、活用している」と回答した学校は、特別支援学校（小・中・高）及び特別支援学級（小）はいずれも約45%前後だが、特別支援学級（中）は30.2%。
- 「あまり活用していない」「全く活用していない」と回答した学校は、特別支援学校（小・中・高）では、当該学年の目標・内容中心の教育課程の児童生徒についてはそれぞれ30%強、その他の教育課程の児童生徒についてはそれぞれ40%前後、特別支援学級（小・中）はそれぞれ30%前後。
- 「活用が必要な児童生徒がいない」と回答した学校について、特別支援学校（小・中・高）では、当該学年の目標・内容中心の教育課程の児童生徒についてはそれぞれ20%強、その他の教育課程の児童生徒についてはそれぞれ10%強だが、特別支援学級（小・中）はそれぞれ29.4%と38.8%。

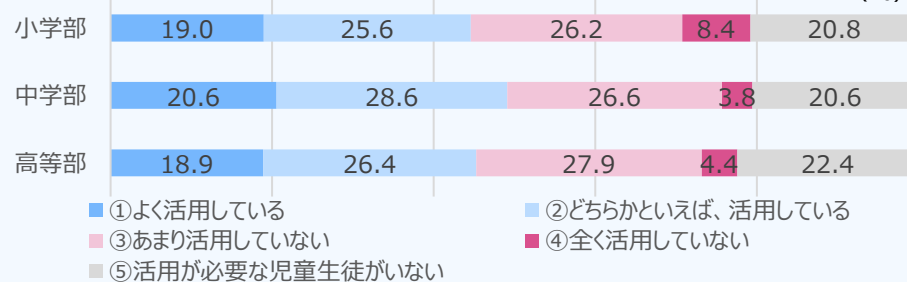
【設問】 特別支援学校／特別支援学級に在籍する第6学年児童（小）・第3学年生徒（中・高）に対して、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた支援を行うため、児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどの端末に標準的に装備されているアクセシビリティ機能※を、どの程度活用していますか。

※アクセシビリティ機能：文字や画像の表示方法の変更、読み上げ機能、音声による入力など。

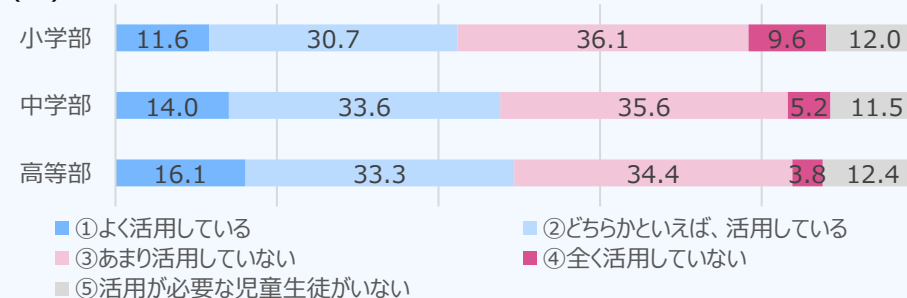
※特別支援学校高等部については、「生徒一人一人が使用するPC・タブレットなどのICT機器」について質問したもの。

特別支援学校（小・中・高）

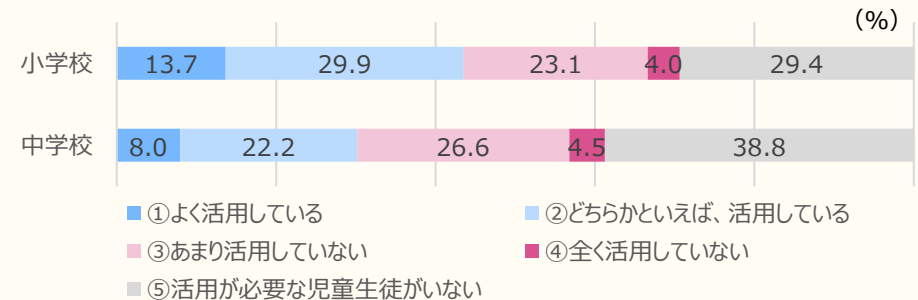
(i) 当該学年の目標・内容中心の教育課程の児童生徒に対して (%)



(ii) (i) 以外の教育課程の児童生徒に対して (%)



特別支援学級（小・中）



※ 特別支援学校／特別支援学級に在籍する第6学年児童（小）、第3学年生徒（中、高）の状況について、当てはまる項目を学校（学部）として一つ選択することとし、**必要に応じて関係する教職員に状況を確認し、校長の責任で回答いただいたもの。**

※ 令和6年文部科学省特別支援教育課調べ

入出力支援装置の活用状況

【令和6年度：国公立 特別支援学校（小・中・高）・特別支援学級（小・中）】

- 障害の状態等に応じた支援を行うため、入出力支援装置を「よく活用している」「どちらかといえば、活用している」と回答した学校は、特別支援学校（小・中・高）ではそれぞれ約30%～40%程度だが、特別支援学級（小・中）はそれぞれ約15%～20%程度。
- 「あまり活用していない」「全く活用していない」と回答した学校は、特別支援学校（小・中・高）では、当該学年の目標・内容中心の教育課程の児童生徒についてはそれぞれ30%前後、その他の教育課程の児童生徒についてはそれぞれ35%前後、特別支援学級（小・中）はそれぞれ約26%。
- 「活用が必要な児童生徒がいない」と回答した学校について、特別支援学校（小・中・高）では、当該学年の目標・内容中心の教育課程の児童生徒についてはそれぞれ30%台、その他の教育課程の児童生徒についてはそれぞれ20%台だが、特別支援学級（小・中）はそれぞれ50%台。

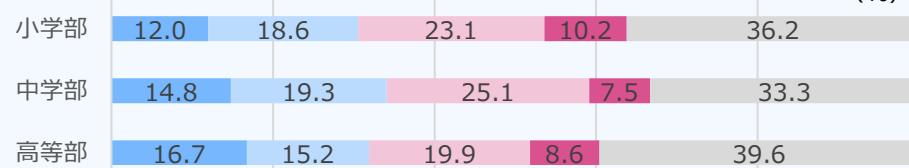
【設問】 特別支援学校／特別支援学級に在籍する第6学年児童（小）・第3学年生徒（中・高）に対して、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた支援を行うため、ICT機器の利用に当たり、入出力支援装置※をどの程度活用していますか。

※入出力支援装置： 障害により情報機器端末の入出力自体に困難を抱えた児童のための支援装置（例：音声読み上げソフト、点字ディスプレイ、音声文字変換システム、視線入力装置、ボタンマウス、プレススイッチ等）。

※ 令和6年文部科学省特別支援教育課調べ

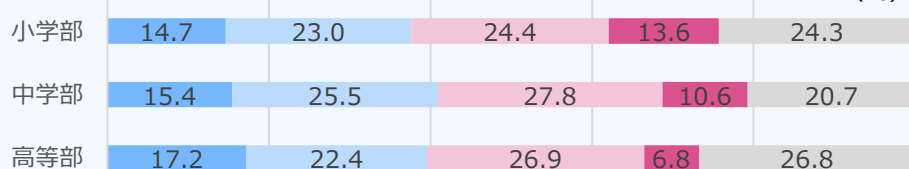
特別支援学校（小・中・高）

(i) 当該学年の目標・内容中心の教育課程の児童生徒に対して (%)



- ①よく活用している
- ②どちらかといえば、活用している
- ③あまり活用していない
- ④全く活用していない
- ⑤活用が必要な児童生徒がいない

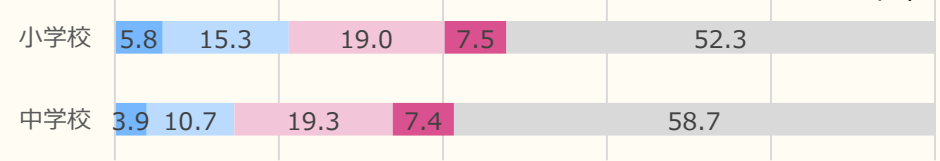
(ii) (i) 以外の教育課程の児童生徒に対して (%)



- ①よく活用している
- ②どちらかといえば、活用している
- ③あまり活用していない
- ④全く活用していない
- ⑤活用が必要な児童生徒がいない

特別支援学級（小・中）

(%)



- ①よく活用している
- ②どちらかといえば、活用している
- ③あまり活用していない
- ④全く活用していない
- ⑤活用が必要な児童生徒がいない

※ 特別支援学校／特別支援学級に在籍する第6学年児童（小）、第3学年生徒（中・高）の状況について、当ではまる項目を学校（学部）として一選択することとし、必要に応じて関係する教職員に状況を確認し、校長の責任で回答いただいたもの。

＜参考＞ 令和6年度全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査

◆障害のある児童生徒が一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を活用する際、入出力支援装置（※）等を活用し、障害種・障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた支援をどの程度行いましたか。

※障害により情報機器端末の入出力自体に困難を抱えた児童生徒のための支援装置（例：音声読み上げソフト、点字ディスプレイ、音声文字変換システム、視線入力装置、ボタンマウス、プレススイッチ等）



- ①よく行った
- ②どちらかといえば、行った
- ③あまり行わなかった
- ④全く行わなかった
- ⑤該当する児童生徒がいなかった

障害のある児童生徒のための入出力支援装置の更新

令和5年度補正予算額

11億円



入出力支援装置購入事業

障害のある児童生徒が1人1台端末（パソコンやタブレット）等を効果的に活用するために必要な入力や出力を支援する装置（入出力支援装置）の更新に係る費用を補助するもの

※入出力支援装置は、障害の程度及び心身の発達の段階等に応じて活用することにより、文字の入力や文を読むことへの困難さを軽減したり、自分の意思を分かりやすく伝えられたりするなど、学習の効果を高める上で重要なものです。各自治体や学校においては、積極的な活用をお願いします。

補助内容

【補助対象】 公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の児童生徒のうち、入出力支援装置が必要な児童生徒

【補助割合】 **10分の10** ※但し、個別の入出力支援装置の下限額を1万円とする

更新に係る費用

- ・現在使用している装置が故障した場合の購入費用
- ・新たに入学した児童生徒が使用する入出力支援装置の購入費用
- ・障害の程度等の変化により新たに入出力支援装置が必要となった場合の購入費用
- ・現在使用している装置とは別のより効果的な入出力支援装置が必要となった場合の購入費用 等

支援装置の代表例

聴覚障害



音声文字変換システム

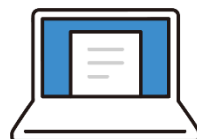
視覚障害



点字ディスプレイ



点字プリンタ



肢体不自由

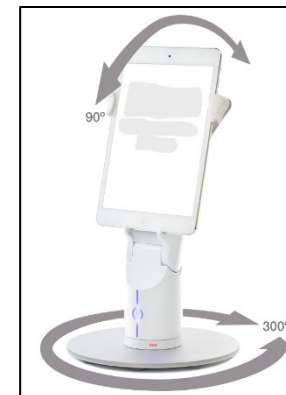


視線入力装置



ボタンマウス

病弱



遠隔ロボット

「自立活動」について

教育課程上の位置付け

- ・ 特別支援学校の教育課程は、小学校、中学校、高等学校等の各教科等と「自立活動」によって編成（知的障害の特別支援学校においては知的障害の各教科等と自立活動）。
- ・ 自立活動の指導は、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行う。
- ・ 自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定める。
- ・ 特別支援学級では特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を取り入れること、通級による指導では自立活動の内容を参考として指導を行うことを小学校・中学校学習指導要領に規定

自立活動の目標・内容（特別支援学校学習指導要領より）

【目標】

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

【内容】

- 1.健康の保持
- 2.心理的な安定
- 3.人間関係の形成
- 4.環境の把握
- 5.身体の動き
- 6.コミュニケーション

【個別の指導計画の作成】

自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。

自立活動の変遷

障害の捉え方の変化とともに、自立活動の指導について見直しを行っている。

平成元年学習指導要領

【養護・訓練】：「障害の状態を改善し、又は克服する」

平成11年学習指導要領

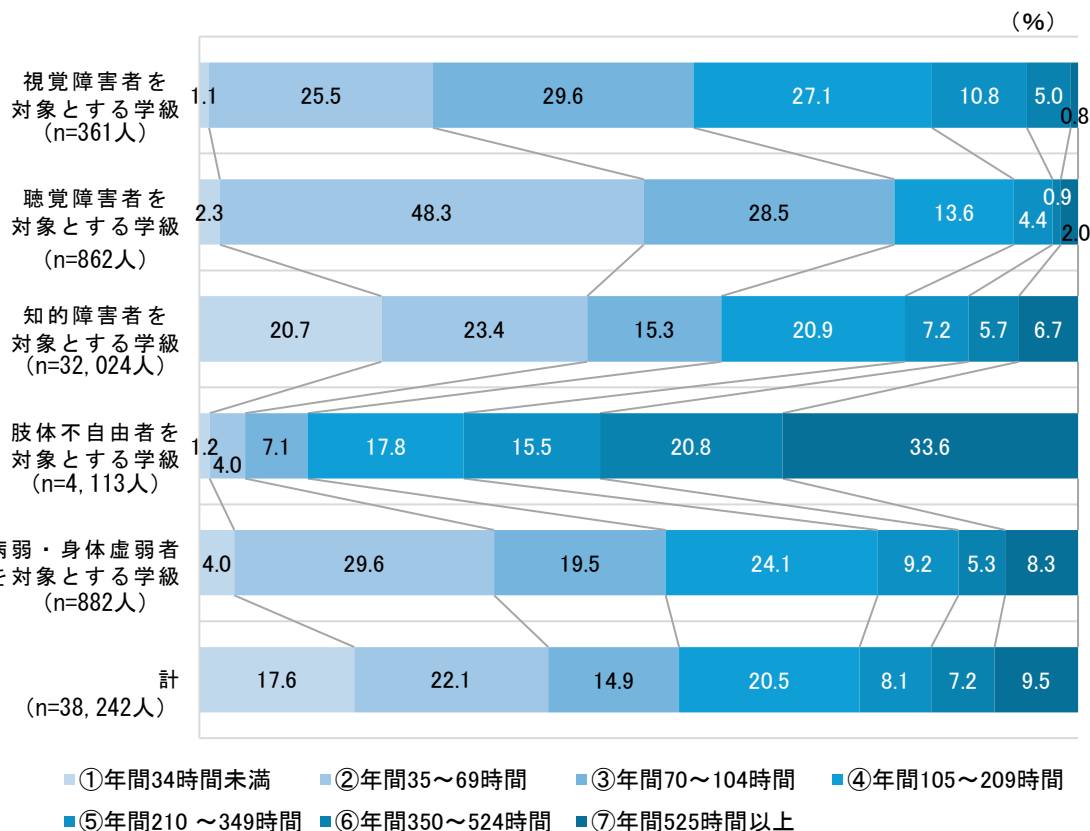
【自立活動】：「障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服する」

平成21年・29年学習指導要領

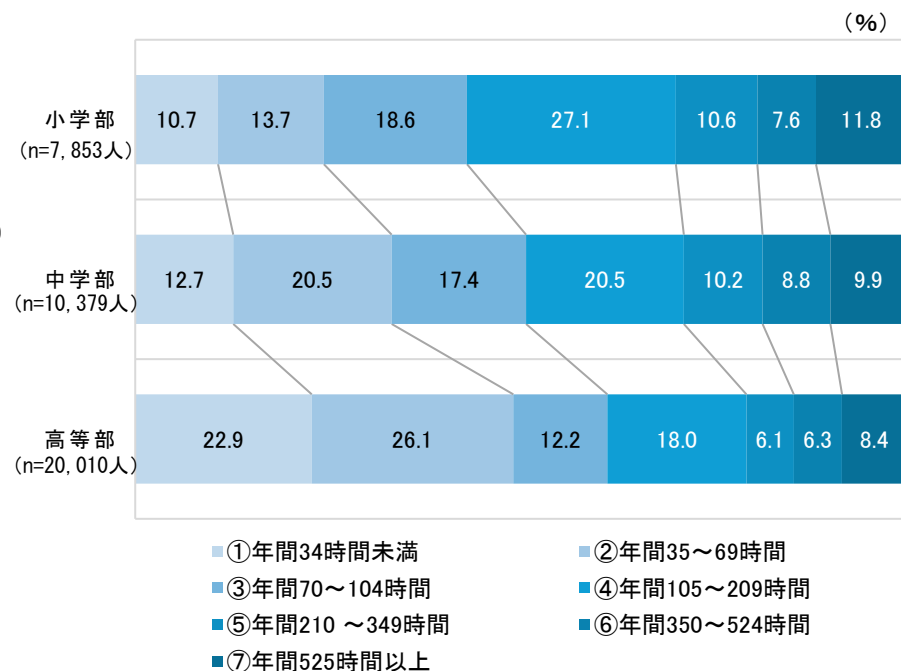
【自立活動】：「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」

《特別支援学校》教育課程編成における「自立活動」の年間授業時数

<障害種別 小・中・高等部合計>



<学部別合計>



※ 令和6年文部科学省特別支援教育課調べ

令和6年5月1日時点で在籍している小学部第6学年児童、中学部第3学年生徒、高等部第3学年生徒について、令和6年度の教育課程編成において配当している「自立活動」の年間授業時数別に、児童生徒の人数を聞いたもの。

時間数は、小学部は45分、中学部・高等部は50分を1単位時間とした単位時間数。

特別支援学校高等部におけるキャリア教育・進路指導

特別支援学校高等部学習指導要領

第2節

第2款 教育課程の編成 3 教育課程の編成における共通的事項

(6) キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項

学校においては、第5款の1の(3)に示すキャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界や労働等の業務を行う関係機関の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

第5款 生徒の調和的な発達の支援

1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

(3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

特別支援学校（知的障害）高等部の教科構成（例）

各学科に共通する各教科											特別の教科 道徳	総合的な探究の時間	特別活動	自立活動	主として専門学科において開設される各教科				
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語 ※	情報 ※					家政	農業	工業	流通・サービス	福祉

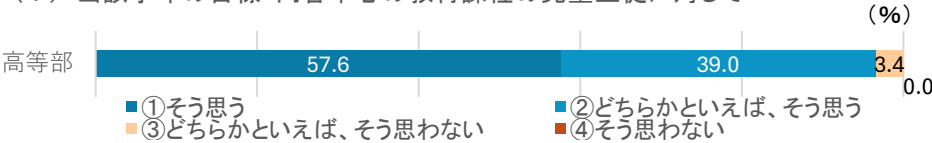
※外国語、情報を設けることができる。

特別支援学校高等部における進路指導・キャリア教育に関する取組状況

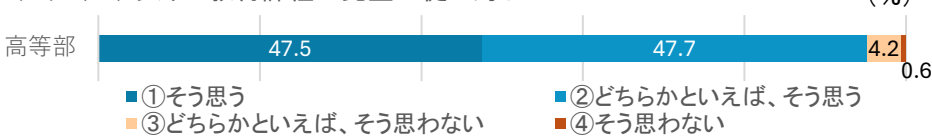
※ 高等部本科第3学年生徒を対象として、当てはまる項目を一つ選択することとし、必要に応じて関係する教職員に状況を確認し、校長の責任で回答いただいたもの。(n=975校)

- 貴校においては、第3学年生徒に対して、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、組織的かつ計画的な進路指導を行うことができていると思いますか。

(i) 当該学年の目標・内容中心の教育課程の児童生徒に対して

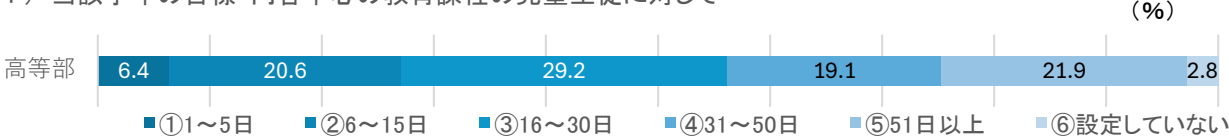


(ii) (i) 以外の教育課程の児童生徒に対して

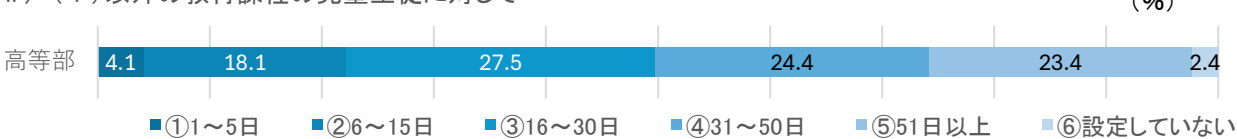


- 貴校においては、令和6年度第3学年生徒が参加する就業体験活動(産業現場における実習等)を、第1学年から第3学年までの3年間の合計で何日設定していますか。(生徒によって日数が異なる場合は平均的な日数を選択してください)。

(i) 当該学年の目標・内容中心の教育課程の児童生徒に対して

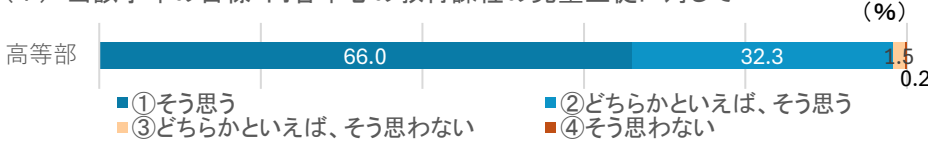


(ii) (i) 以外の教育課程の児童生徒に対して

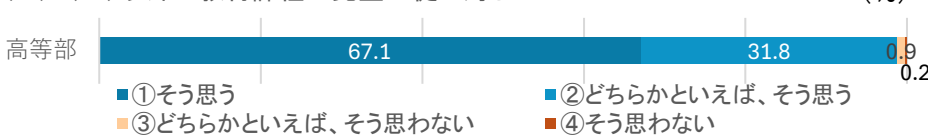


- 貴校においては、第3学年生徒に対して、進路指導に際して地域や福祉、労働等の関係機関と連携を十分にとることができていますか。

(i) 当該学年の目標・内容中心の教育課程の児童生徒に対して



(ii) (i) 以外の教育課程の児童生徒に対して



「交流及び共同学習」について

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第16条第3項 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第1章第6節 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

(2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

小学校学習指導要領

第1章第5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

交流及び共同学習ガイド（平成31年3月文部科学省）より

- ◆ 交流及び共同学習は**障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加**する活動であって、以下の両面を分かちがたいものとして捉え、推進していくことが必要
 - ・ 相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことも目的とする**交流の側面**
 - ・ 教科等のねらいの達成を目的とする**共同学習の側面**
- ◆ 実施に当たっては、それぞれの子供が、**授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感**をもちながら、**充実した時間**を過ごしていることが重要。

【事例1】音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習

○小学校5年生と特別支援学校（知的障害）

○総合的な学習（5時間）

○5年生の総合的な学習の時間で、**規範意識・命の尊重・ちがいの尊重と認め合いの学習**を行う中で、音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習を実施



【事例2】大玉転がし等を通じた交流及び共同学習

○中学校1～3年生と特別支援学校（知的障害）

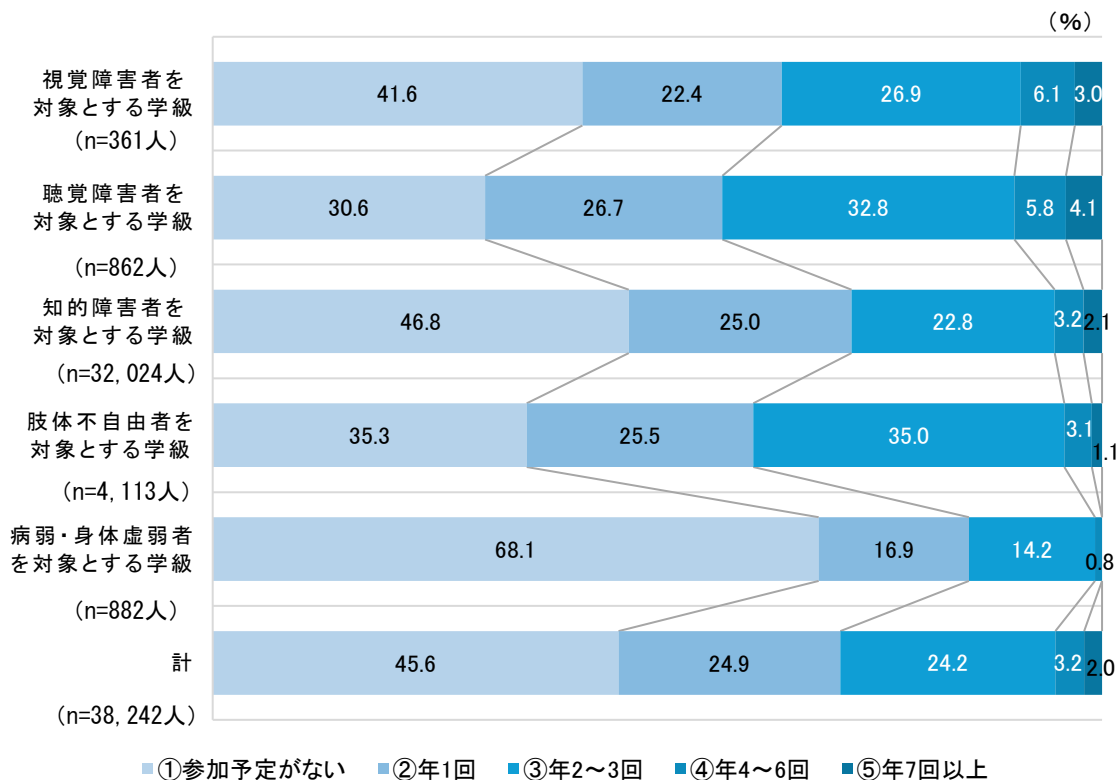
○総合的な学習（4～6時間）

○特別支援学校の生徒とスポーツを共に行うことで、**障害のある生徒の立場で物事を考えること**を学び、**障害者への理解**を深める

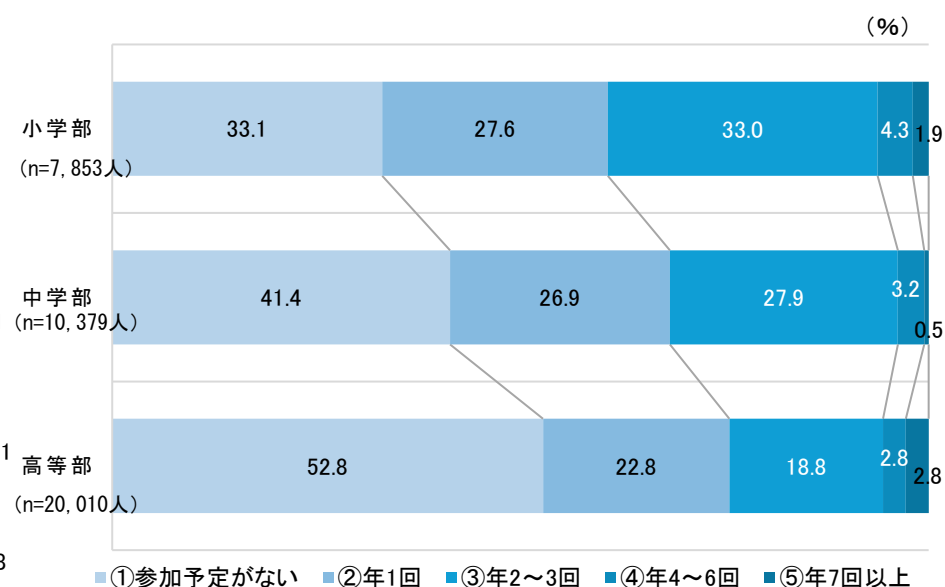


《特別支援学校》 交流及び共同学習（学校間交流）の実施状況

<障害種別 小・中・高等部合計>



<学部別合計>



※ 令和6年文部科学省特別支援教育課調べ

令和6年5月1日時点で在籍している小学部第6学年児童、中学部第3学年生徒、高等部第3学年生徒について、令和6年度の1年間に参加を予定している学校間交流（障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習のうち、特別支援学校と小・中・高等学校が学校間で連携して行うもの）の回数別に、児童生徒の人数を聞いたもの。

横浜市

事業の 目標

- ・単発での交流及び共同学習の実践で終わることのない、継続的に実施できる教科や単元の検討・検証。
- ・共に学ぶ単元で、特別支援学校と小・中学校の児童生徒それぞれに、育成を目指す資質・能力の検討。

指定校



横浜市立若葉台特別支援学校(知的障害、肢体不自由)
横浜市立若葉台小学校
横浜市立若葉台中学校
※類型:隣接型

カリキュラム ・マネージャー



1名(横浜市立若葉台小学校教諭)
※小学校、特別支援学校での勤務経験あり。
※若葉台特別支援学校との兼務辞令を発令。
＜主な役割＞
交流及び共同学習における単元設定、
指導計画の作成、学校間の調整 等

交流及び 共同学習



- 様々な教科等(生活、国語、音楽、図画工作、学活)において、交流及び共同学習を実施
 - 特別支援学校小学部第1学年と小学校第1学年(通常の学級及び特別支援学級)とで、内容に応じて適切な環境(教室、ホール、校庭等)を設定。
 - 対面形式での交流及び共同学習にとどまらず、オンラインによる挨拶交流や交流及び共同学習で取り組んだ成果(作品)の共有など、相互評価の場面を設定し、学びがつながるよう工夫。



交流及び共同学習の様子(図画工作)

体制構築



- カリキュラム・マネージャー(小学校教諭)に特別支援学校との兼務辞令を、特別支援学校教諭1名に小学校との兼務辞令を発令
 - 週1~2回の相手校での授業や児童支援の実施、相手校の教員との情報交換等を通じて、両校の児童の実態や必要な支援を相互に把握。
- 交流及び共同学習の際は、小学校の学級担任をメインティーチャーとし、グループ活動を行う場合は、特別支援学校教員をサブティーチャーとして各グループに1名配置
- 地域の大学(横浜国立大学)と連携し、交流及び共同学習の実施の際に大学研究者が常に参加し、授業の記録・アセスメント・分析等を実施



交流及び共同学習の様子(学活)

インクルーシブな学校運営モデル事業 受託団体の取組事例(令和6年度)

静岡県

事業の 目標

- ・高等学校内の特別支援学校高等部分校で行われるインクルーシブな学校運営や「交流及び共同学習」の全県的なカリキュラムの作成。
- ・現在実施されている「交流及び共同学習」と学校運営システムの検証と改善。

指定校



静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校(知的障害)
静岡県立田方農業高等学校
※類型：一体型(農業高校の空き教室に分校を整備)

カリキュラム ・マネージャー



1名(元特別支援学校校長、
元県教育委員会特別支援教育課長)

<主な役割>

交流及び共同学習の発展に向けた指導助言
教職員研修や視察のコーディネート等

交流及び 共同学習



- 年間を通じて、両校の教育課程に位置付けた交流及び共同学習を実施
 - 高校2、3年生において、特別支援学校では「作業学習」、農業高校では専門教科に位置付けられた交流及び共同学習を実施。
 - 特別支援学校の作業学習班(園芸班、陶芸班、清掃班、木工班)に農業高校の生徒がそれぞれ入り、お互いに日頃から学んでいる知識や技術を相手校の生徒に伝えながら、同じ活動を実施。



両校の生徒が草花の鉢植え実習をしている様子

体制構築



- 両校の教員同士による情報交換や研修等を、校内全体で日常的に実施
 - 教務主任を学校同士の調整窓口としつつ、交流及び共同学習や学校行事に関する打合せは担当教員同士で日常的に実施。
 - 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが、農業高校教員からの相談を受けつけたり、農業高校の生徒に向けて障害の特性や特別支援学校の生徒との関わり方等をテーマに授業を実施するなど、専門的な支援を実施。
 - 特別支援学校のセンター的機能として、農業高校の教員に向けて、合理的配慮等に関する研修会を開催。



両校の教員による日常的な打合せの様子

インクルーシブな学校運営モデル事業 受託団体の取組事例(令和6年度)

宮城県

事業の 目標

- ・交流及び共同学習の「共同学習の側面」を発展させ、すべての児童生徒が共に学び合う環境を整備する。
- ・柔軟な教育課程と指導体制を構築し、インクルーシブな学校運営を実現する。

指定校



宮城県立小林こすもす支援学校(知的障害・肢体不自由)

小林市立^{ひがしかた}東方小学校

小林市立^{ひがしかた}東方中学校

宮城県立小林高等学校

※類型:**併設型**

(小・中・高それぞれで校舎が併設)

カリキュラム ・マネージャー



1名(元特別支援学校指導教諭(音楽))

<主な役割>

「共同学習の側面」を意識した検証授業の実施
交流及び共同学習の実施に向けた各校の教育
課程の検討 等

交流及び 共同学習



- **カリキュラム・マネージャーをメインティーチャーとする交流及び共同学習を、音楽科で実施**
 - 両校の教員がサブティーチャーとして参加し、交流及び共同学習を実践する際のポイントの理解を深め、他教科での今後の実施につなげる。
- **教科のねらいの達成を意識した交流及び共同学習を計画・実施**
 - 合同運動会等の既存の交流活動で構築された児童生徒同士の関係性を土台としつつ、単発的な活動に留まることのないよう、両校の児童生徒が合同で受ける授業と、それぞれの学校で受ける授業を組み合わせた単元を計画・実施。



カリキュラム・マネージャーによる交流
及び共同学習(音楽科)の様子

体制構築



- **交流及び共同学習の充実に向けた校内全体での検討体制を構築**
 - 両校の教務主任や学部主事等で構成される「企画会」を月1回程度開催し、カリキュラム・マネージャーと連携しながら、教科のねらいの達成を意識した交流及び共同学習について検討。
 - カリキュラム・マネージャーによる「交流及び共同学習」終了後、両校の教員による合同事後研修を開催し、交流及び共同学習の実践のポイントやチーム・ティーチング等の指導体制等についての理解を深める。



両校の教員による合同事後研修の様子 28

特別支援学校のセンター的機能の強化について

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第74条 特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第1章第6節 学校運営上の留意事項

3 小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

小学校学習指導要領

第1章第4の2

特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

特別支援学校におけるセンター的機能の主な取組内容

※H17中教審答申における整理

- ① 小・中学校等の教師への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教師に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能



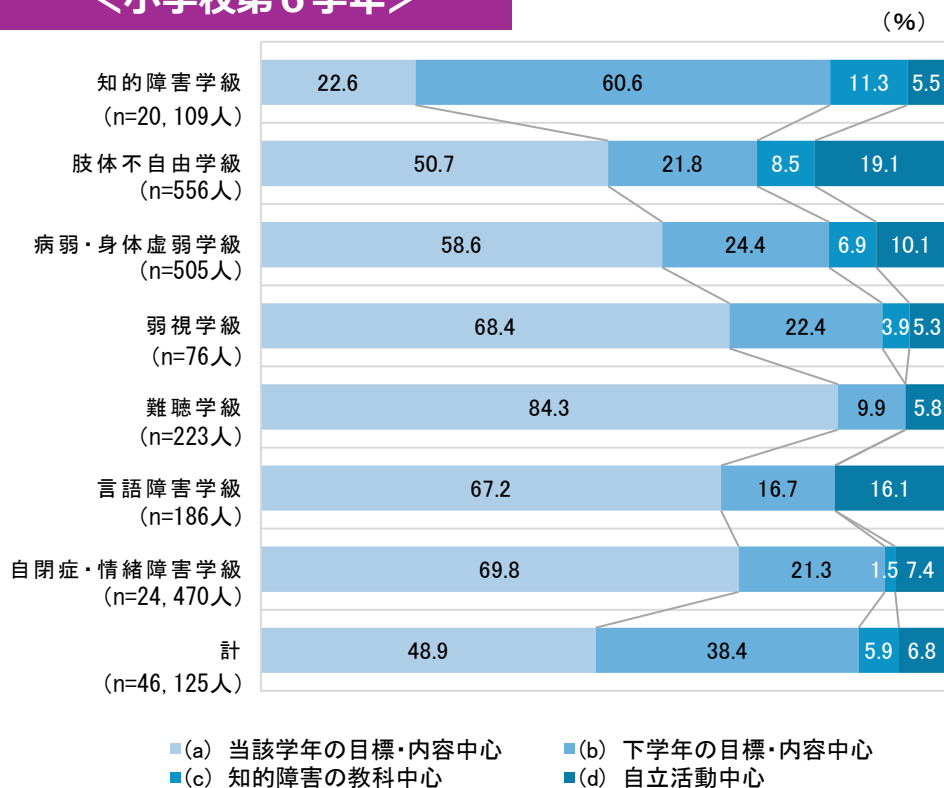
特別支援学校への 相談延べ件数 (令和3年度)	特別支援学校1校 あたりの平均件数 (令和3年度)
110,387件	105件
92,998件	88件

(出典) 令和4年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査

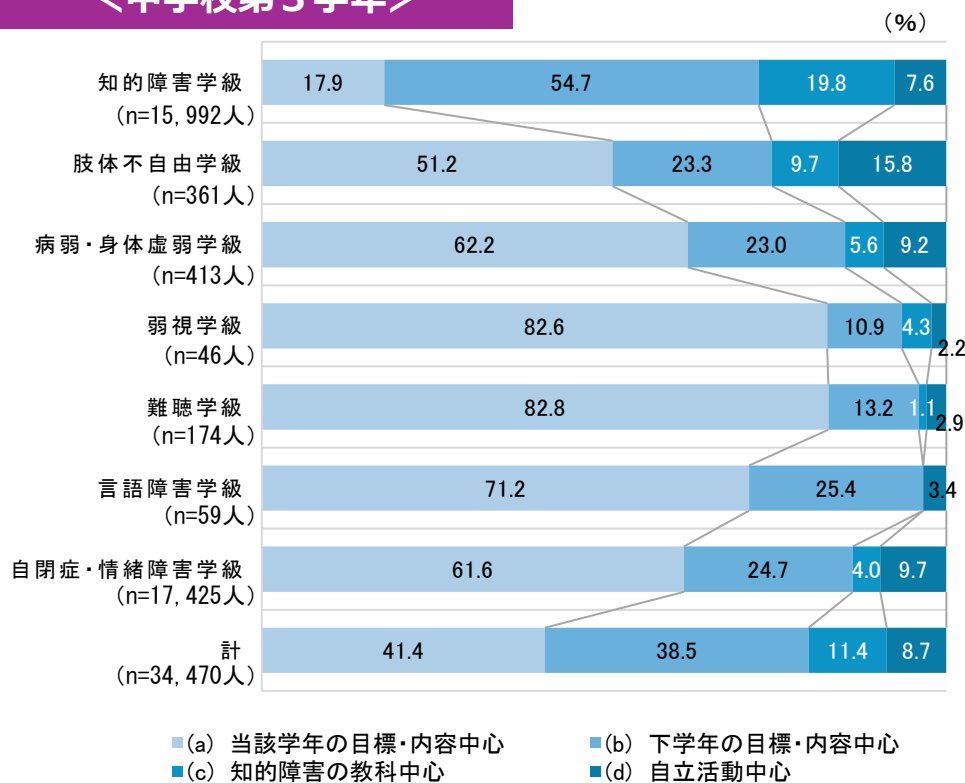
《特別支援学級》教育課程の編成の状況（学級の種類別・教育課程の内容別の在籍人数）

- 小学校、中学校ともに、知的障害学級においては、「下学年の目標及び内容を中心に編成している教育課程」の児童が最も多い。
- 知的障害以外の障害種の学級においては、どの障害種においても「当該学年の目標及び内容を中心に編成している教育課程」の児童が最も多い。

＜小学校第6学年＞



＜中学校第3学年＞

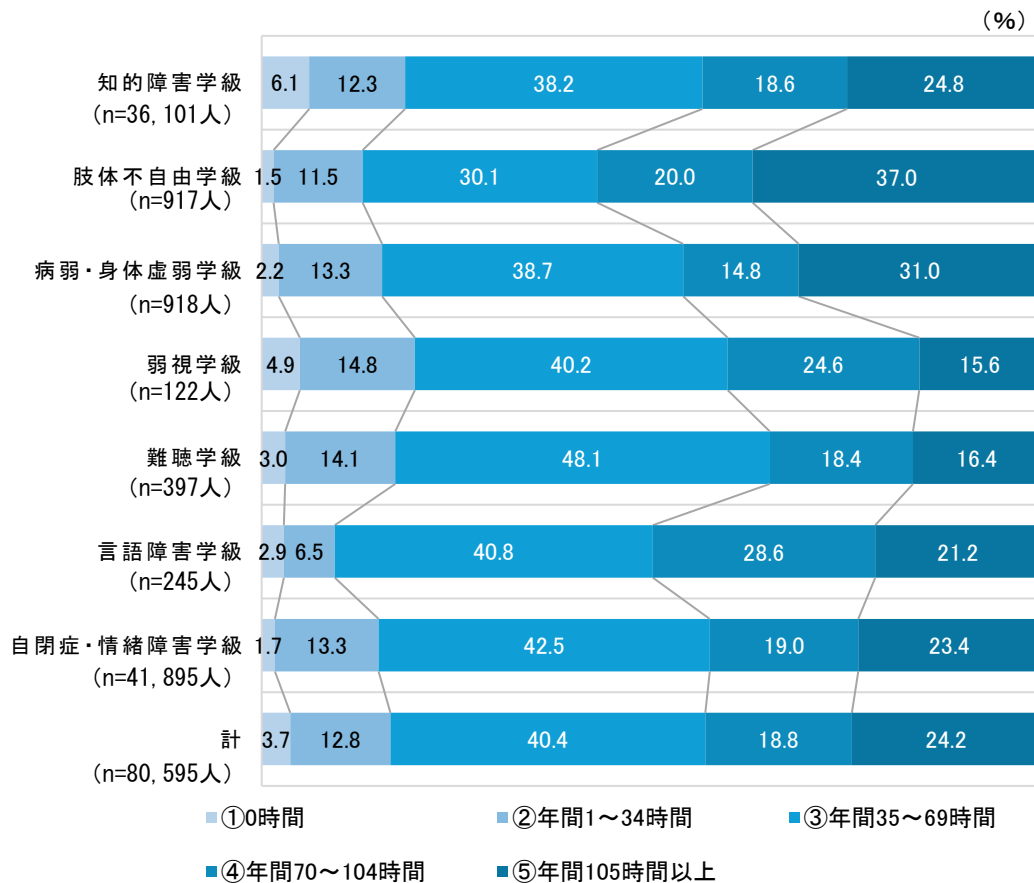


※ 令和6年文部科学省特別支援教育課調べ

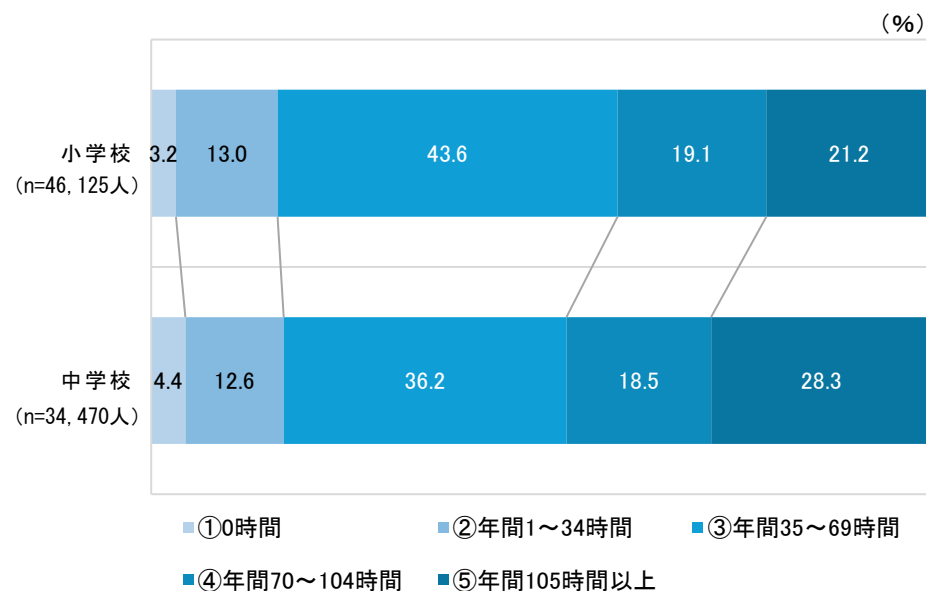
令和6年5月1日時点で、特別支援学級に在籍している小学校第6学年児童、中学校第3学年生徒について、学級の種類別、教育課程の内容別に人数を聞いたもの。

《特別支援学級》 教育課程編成における「自立活動」の年間授業時数

<障害種別 小・中学校合計>



<学校種別合計>



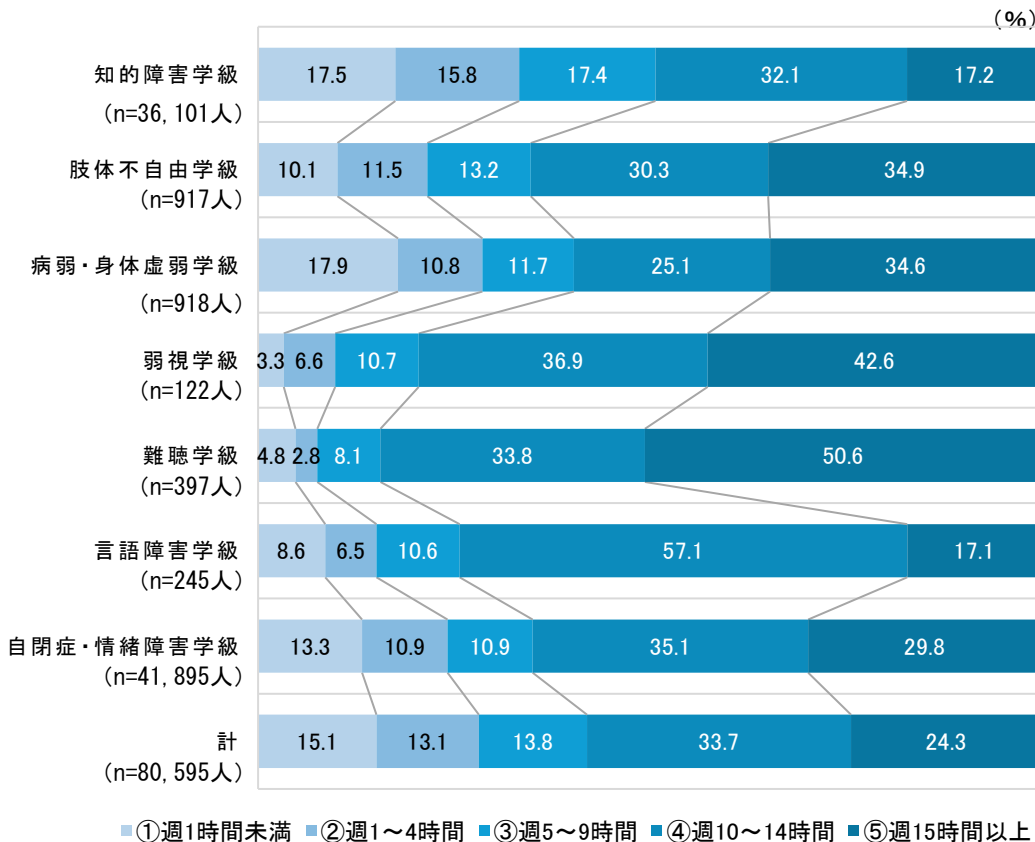
※ 令和6年文部科学省特別支援教育課調べ

令和6年5月1日時点で、特別支援学級に在籍している小学校第6学年児童、中学校第3学年生徒について、令和6年度の教育課程編成において配当している「自立活動」の年間授業時数別に、児童生徒の人数を聞いたもの。

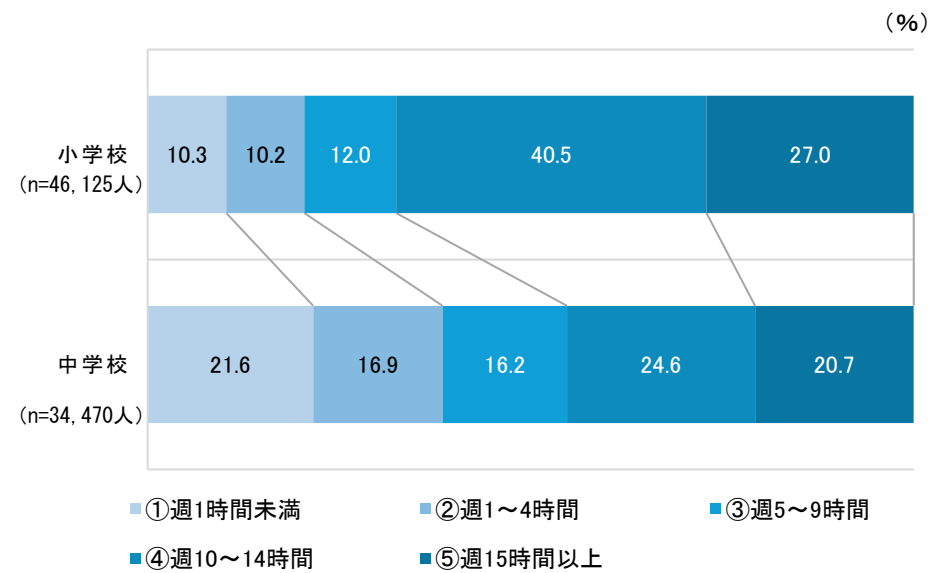
時間数は、小学校は45分、中学校は50分を1単位時間とした単位時間数。

《特別支援学級》 交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けた授業時間数

<障害種別 小・中学校合計>



<学校種別合計>



※ 令和6年文部科学省特別支援教育課調べ

令和6年5月1日時点で、特別支援学級に在籍している小学校第6学年児童、中学校第3学年生徒について、4月から夏季休業開始前までの時期の平均的な週時程における、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けた週当たりの授業時数別に、児童生徒の人数を聞いたもの。（本質問では、授業時数に含まれる各教科等のみを対象とし、朝の会、帰りの会や休み時間、学校行事等については対象としていない。）

- 通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。（平成5年度から小中学校で制度化、平成30年に高等学校に拡大）
 - ・実施形態：自校通級、他校通級、巡回指導
 - ・対象障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱

目標（自立活動の指導）

- ◆ 個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

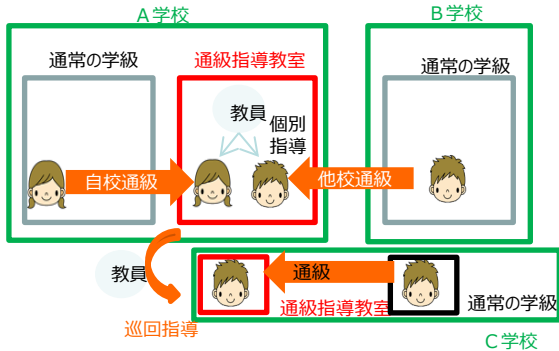
障害による困難さの改善・克服に係る指導内容の一例

発音の困難さ	読みの困難さ	筆記の困難さ
口や舌の体操等を通して自分の発音を意識して明瞭に話せるように指導	カード等を用いて、文字や単語、文を流暢に読めるように指導	ICT端末を活用したキーボード入力やフリック入力など、自分に合った学び方ができるように指導

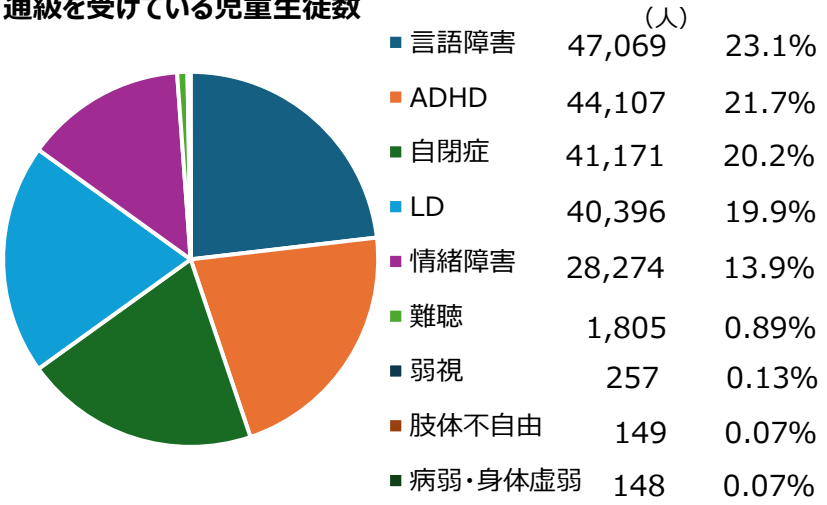
文部科学省の取組

- ◆ 教職員定数の改善
 - ・公立小・中学校における基礎定数化（H29年度からの10年間で児童生徒13人に教員1人）
 - ・公立小・中学校における自校通級、巡回指導を促進するための加配定数措置
 - ・公立高等学校における加配定数措置（R7年度：348人分の経費を地方財政措置）
- ◆ 研修や指導の充実
 - ・（独）国立特別支援教育総合研究所における指導的立場の教員を対象とした研修等
 - ・発達障害に関する通級の研修体制や指導法に関する調査研究事業（R2年度：高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業）
 - ・「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き 解説とQ&A」を作成
 - ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成

● 通級による指導の実施形態



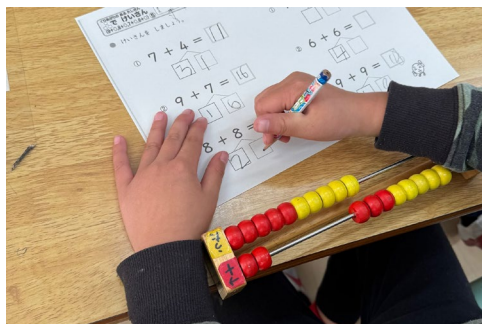
● 通級を受けている児童生徒数



計 203,376

通級による指導を生かした通常の学級における支援の充実例

通級による指導において、子供の困難さに対する手立てを提案して取り組み、通級による指導の担当教員と学級担任の連携によって、**通級による指導で取り組んだ手立てを通常の学級での学習に生かしていく校内体制を構築。**



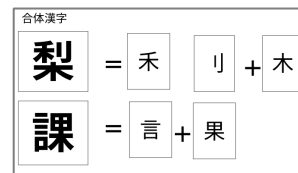
数の概念理解が苦手

↓
20玉そろばんを活用し、数を正確に捉え、たし算・ひき算の概念を理解する



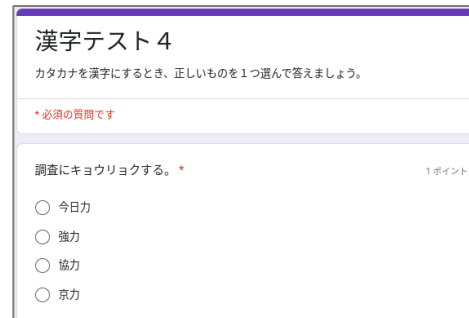
文章のどこを読めばいいか把握が難しい

↓
リーディングルーラーで読む部分を限定する



漢字を形として捉える傾向があり、新出漢字を覚えることが難しい

↓
新出漢字を部首やつくりに分けて考えるように支援し、書き取りだけではなく選択問題も導入



(事例提供：高知県香美市)

通級による指導の仕組み

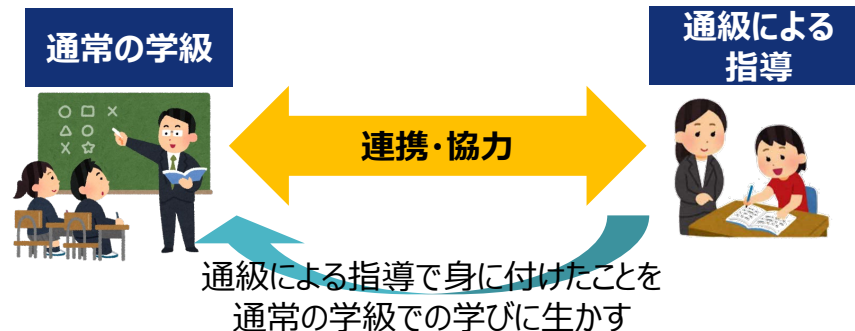
通常の学級に在籍し、大部分の授業を通常の学級で受けながら一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施

【通級による指導に係る教職員定数の改善】

公立小・中学校における基礎定数化
(H29年度からの10年間で児童生徒13人に教員1人)

【通級による指導を受ける児童生徒数】

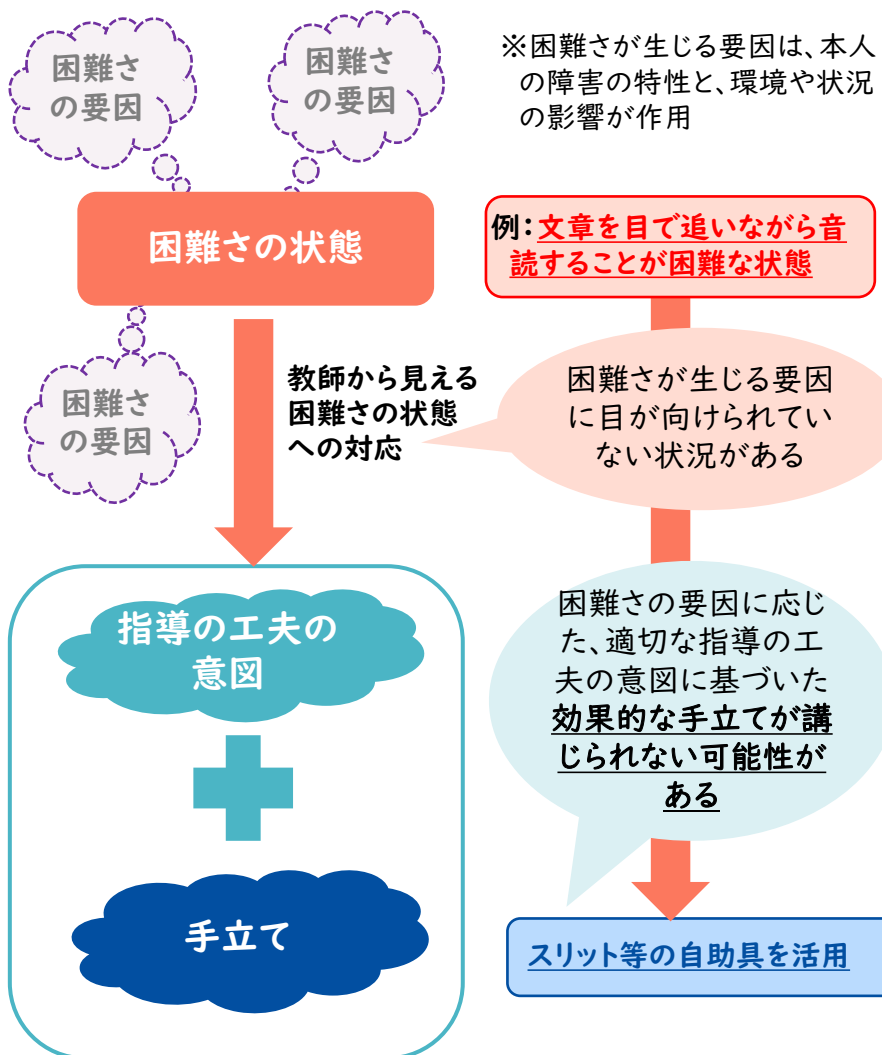
令和5年度実績 約20万3千人 (小・中・高合計)



学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫に関する改善イメージ

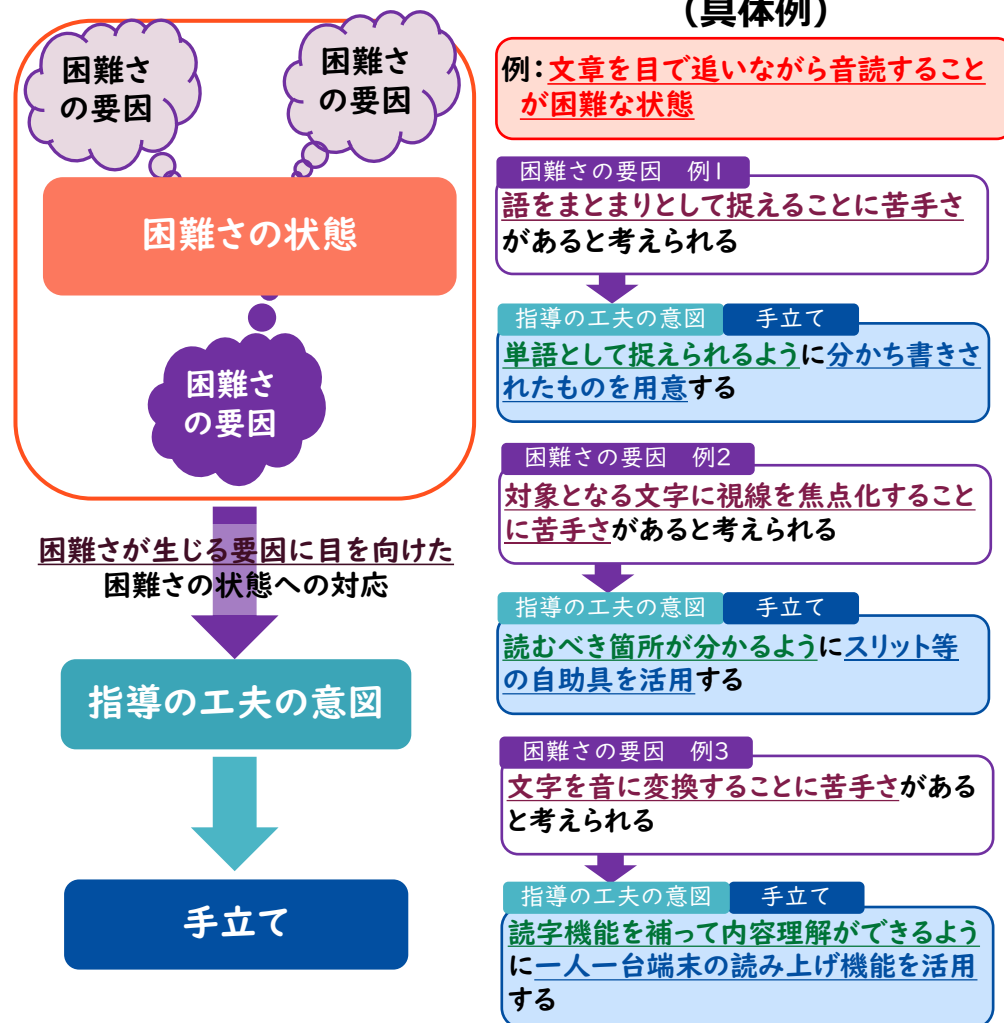
現行の課題

各教科等の学習の過程において考えられる【**困難さの状態**】に対して、【**指導の工夫の意図**】+【**手立て**】を設定



改善イメージ

各教科等の学習の過程で考えられる【**困難さの状態**】に対して、【**困難さが生じる要因**】に目を向けた上で、【**指導の工夫の意図**】を設定し、それに基づく【**手立て**】を実施 (具体例)

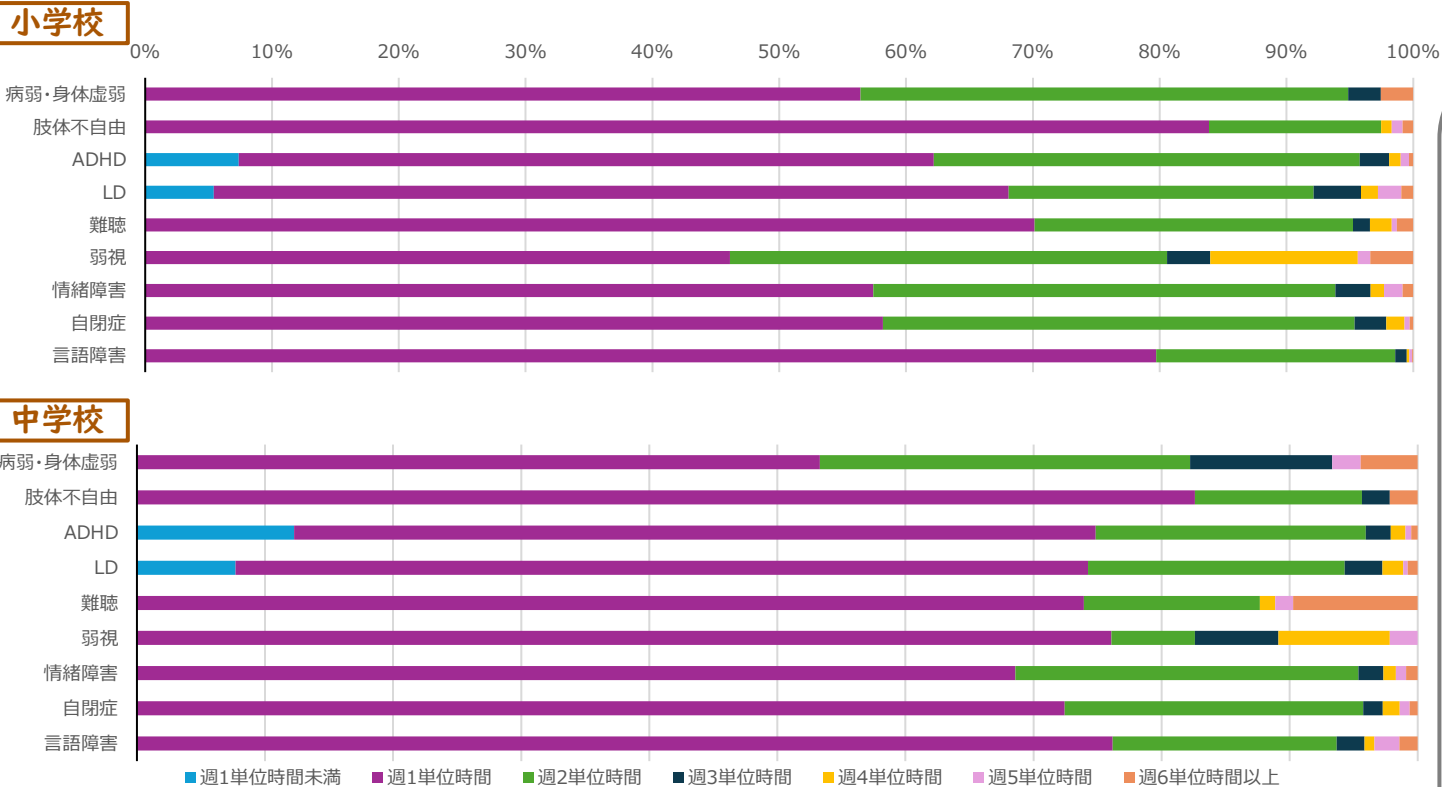


《通級による指導》 令和 4 年度通級による指導実施状況調査結果概要



● 小・中学校における通級による指導の授業時数は、障害種により差はあるものの、週あたり1～2単位時間の児童生徒が全体の約9割を占める。児童生徒1人あたりに換算すると、小学校で平均1.40時間、中学校で平均1.35時間。

通級による指導を利用した児童生徒数（障害種別・授業時数別）



学校教育法施行規則第140条の規定による
特別の教育課程について定める件
(平成5年文部省告示第7号)

小学校、中学校、義務教育学校、又は中等教育学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第130条各号の位置に該当する児童又は生徒に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。(略)

- 1 (略)
- 2 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時間数は、規則第140条第1号から第5号まで及び第8号に該当する児童又は生徒については、**年間35単位時間から280単位時間まで**を標準とし、同条第6号*及び第7号**に該当する児童又は生徒については、**年間10単位時間から280単位時間まで**を標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件に定める日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、授業時間数の合計がおおむね年間280単位時間以内とする。
- 3 (略)

*学習障害者 (LD)
**注意欠陥多動性障害者 (ADHD)

	週1未満	週1	週2	週3	週4	週5	週6以上
小学校全体	4,084人 [2.5%]	106,273人 [64.5%]	47,183人 [28.6%]	3,678人 [2.2%]	1,539人 [0.9%]	1,277人 [0.8%]	701人 [0.4%]
中学校全体	1,627人 [5.2%]	21,407人 [67.8%]	6,980人 [22.1%]	670人 [2.1%]	407人 [1.3%]	199人 [0.6%]	263人 [0.8%]

幼・小・中・高校等における個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況

●個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況

	特別支援学級に 在籍する児童生徒	通級による指導を 受けている 児童生徒	通常の学級に在籍 する幼児児童生徒 ※1	個別の指導計画・ 個別の教育支援計画の作成を 必要とする幼児児童生徒※2
個別の指導計画	100.0%(99.6%)	99.9%(98.2%)	86.8%(86.0%)	94.6%(93.7%)
個別の教育支援計画	99.9%(99.2%)	99.4%(95.2%)	82.6%(79.5%)	94.0%(91.6%)

※1：通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者。

※2：個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒とは、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒及び通常の学級に在籍する幼児児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者の計。

●個別の指導計画・個別の教育支援計画における合理的配慮の明記状況、関係機関との情報共有

	国立	公立	私立	合計
合理的配慮の明記	80.2%(82.8%)	93.6%(92.2%)	52.6%(49.4%)	83.6%(80.8%)
情報共有	88.9%(94.6%)	97.9%(96.8%)	82.1%(77.2%)	94.0%(91.6%)

※ 国公立の幼保連携型認定こども園、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制、専攻科は除く。）及び中等教育学校に聞いたもの

※（ ）内の数値は、令和4年度の数値

採用後10年までに特別支援教育を2年以上経験したことのある教員について

- 文部科学省においては、特別支援教育を担う教師の専門性向上に向けて、全ての新規採用教員が10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなる状態を目指し人事上の措置を講ずるよう、教育委員会等に対して求めている。
- 小学校、中学校、高等学校において、採用後10年までの教員のうち、通級による指導、特別支援学級の学級担任、特別支援学級の教科担任、特別支援学校、特別支援教育コーディネーターのいずれかの特別支援教育に関する経験をいづれも有しない教員は、小学校で85.5%、中学校で63.6%、高等学校で92.9%(令和5年度)。

【表】採用後10年までの正規雇用の教員のうち、特別支援教育に関する経験が2年以上ある教員 ※複数回答

	小学校 (n=128,856)	中学校 (n=78,553)	高等学校 (n=62,226)	合計 (n=269,635)
いずれも経験なし	85.5% 110,208	63.6% 49,940	92.9% 57,783	80.8% 217,931
特別支援教育に関する 以下いずれかの経験あり(※)	14.5%	36.4%	7.1%	19.2%
特別支援学校の教職経験	1.4% 1,741	2.0% 1,589	2.2% 1,362	1.7% 4,692
特別支援学級の学級担任の教職経験	9.4% 12,108	7.8% 6,090	0.8% 513	6.9% 18,711
特別支援学級の教科担任の教職経験	1.5% 1,945	29.2% 22,928	1.2% 760	9.5% 25,633
通級による指導の経験	1.5% 1,880	1.6% 1,286	0.6% 400	1.3% 3,566
特別支援教育コーディネーターの教職経験	2.9% 3,784	2.5% 1,962	1.7% 1,039	2.5% 6,785

上段はn値に対する割合、下段は人数を表す。

※「特別支援教育に関する以下いずれかの経験あり」の割合には、経験不詳の者も含む。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策に関する論点整理(案)

(令和7年9月〇日 中央教育審議会教員養成部会)【概要】

中央教育審議会初等中等教育分委会
教員養成部会(第155回)資料1-2

少子化による生産年齢人口の減少、AI技術等の先端技術が高度に発達する時代

- 子供一人一人の能力の最大化、子供たちの主体的な学びの支援・伴走への教師の役割の転換 → 教師に質の高い人材を十分に育成・確保することが必要。
- 現在のいわゆる「教師不足」の背景にある教師の年齢構成に起因する大量退職とそれに伴う大量採用の時期が過ぎれば、自ずと解決する課題ではない。
- 令和6年の質の高い教師の確保のための環境整備に関する中教審答申等、学習指導要領改訂に向けた議論も踏まえ、「学び続ける教師」を育成、確保する必要。

→ 教師人材の質の向上と入職経路の拡幅を強力に推進し、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速することが必要。

諮問で示された主な検討事項

① 社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方

【主な論点と議論の方向性】

- ✓ 現在の教員免許制度が担保している教師養成の質を落とすことなく、教師の質向上と量的確保の両立を目指す必要。
- ✓ 教師の育成は、大学全体の学びの中でなされるべきであり、教職課程において共通で学ぶ内容は厳選し、学生が自らの強みや専門性を高めることのできる柔軟なカリキュラムとすべき。
- ✓ 教職課程において修得すべき内容※やデジタルも活用した学び、学修の成果確認等の教員免許状取得に至る総合的な学びの在り方を検討することが必要。(※服務倫理、心理・福祉、いじめ対応等)
- ✓ 学習指導要領の改訂の議論との連携を深めながら、教職課程における学びを検討していくことが不可欠。
- ✓ 教員養成における大学院での学びにおいて、臨床的な教育研究をどのように位置づけていくべきか、検討が必要。

② 教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方

【主な論点と議論の方向性】

- ✓ 教師は他の公務員だけでなく、他職種と同じ市場で人材獲得競争をしているという現実を前提に考えていく必要。採用広報を教育委員会だけに委ねることには限界があり、国と地方が一体となった広報戦略が必要。
- ✓ 教員採用選考の第一次試験の共同実施により様々なメリットがあると考えられ、引き続き具体策を検討すべき。
- ✓ 現職教師等が学びたいときに学びたいことが学べるよう、経済的負担の軽減等の環境整備、研究・研修休暇等による学びの促進を検討すべき。
- ✓ 研修等に参加しやすくなるよう、教師の一時的な不在をカバーできるような人材の採用についても検討すべき。
- ✓ 教師になった者への学部段階の奨学金返還免除については、大学院段階の検証や自治体独自の取組も含めた効果の分析が必要。

③ 多様な専門性や背景を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方

【主な論点と議論の方向性】

- ✓ 大学院段階における教職課程の在り方について、多様な学部出身者や社会人経験者が新しいプログラムを履修することによって標準的なレベルの免許状を取得できるような仕組みを考えていく必要。
- ✓ 教員資格認定試験について、様々な専門性を持つ方が教師としての資質を身につけていけるような試験の在り方についても今後検討していくべき。
- ✓ 社会人の教師入職を進めていく際は、服務倫理や教職への理解を、入職前後の学習プログラムで担保する必要。
- ✓ 企業に所属する社会人の活用については、学校のニーズや実情を踏まえた上で、シニア人材から始めて実例を増やし、それを若手～中堅世代まで拡大していくという流れが考えられる。

今後、教職課程・免許・大学院課程WG、大学院新課程WG、幼児教育作業部会、特別支援教育作業部会、養護教諭・栄養教諭作業部会を設置し、詳細を更に議論。その後、再度教員養成部会で議論し、令和8年夏～秋頃に答申をまとめていく予定。